

自己点検・評価報告書

2008 年 8 月 29 日

岡山大学法科大学院

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	3
第3	自己点検・評価の内容と結果	4
第1分野	運営と自己改革	4
1-1-1	法曹像の周知	4
1-2-1	自己改革	7
1-3-1	情報公開	11
1-4-1	法科大学院の自主性・独立性	14
1-4-2	学生への約束の履行	15
1-5-1	特徴の追求	17
第2分野	入学者選抜	20
2-1-1	入学者選抜基準等の規定・公開	20
2-1-2	入学者選抜の実施	25
2-2-1	既修者選抜基準等の規定・公開	27
2-2-2	既修者選抜の実施	29
2-3-1	入学者の多様性の確保	31
第3分野	教育体制	33
3-1-1	専任教員の数	33
3-1-2	専任教員の必要数	35
3-1-3	実務家教員の割合	36
3-1-4	教授の比率	37
3-1-5	教員の年齢構成	38
3-1-6	教員のジェンダー構成	39
3-2-1	担当授業時間数	40
3-2-2	教育支援体制	42
3-2-3	研究支援体制	44
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	46
4-1-1	FD活動	46
4-1-2	学生評価	50
第5分野	カリキュラム	52
5-1-1	科目設定・バランス	52
5-1-2	科目の体系性・適切性	56
5-1-3	法曹倫理の開設	59
5-2-1	履修選択指導等	60
5-2-2	履修登録の上限	62
第6分野	授業	63

6-1-1	授業計画・準備	63
6-1-2	授業の実施	65
6-2-1	理論と実務の架橋	67
6-2-2	臨床教育	69
第7分野	法曹に必要な資質・能力の養成	71
7-1-1	法曹養成教育	71
第8分野	学習環境	73
8-1-1	施設・設備の確保・整備	73
8-1-2	図書・情報源の整備	77
8-2-1	学習支援体制	78
8-2-2	学生へのアドバイス	80
8-2-3	カウンセリング体制	83
8-2-4	国際性の涵養	84
8-3-1	クラス人数	85
8-3-2	入学者数	86
8-3-3	在籍者数	87
第9分野	成績評価・修了認定	88
9-1-1	厳格な成績評価基準の設定・開示	88
9-1-2	成績評価の厳格な実施	92
9-1-3	成績評価に対する異議申立手続	94
9-2-1	修了認定基準等の設定・開示	96
9-2-2	修了認定等の適切な実施	99
9-2-3	修了認定に対する異議申立手続	101
第4	その他	102

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2007年6月20日の教授会において法務研究科自己点検評価委員会及び法務研究科自己点検評価実施委員会の設置を提案し、設置することが承認された。

2008年5月21日の法務研究科自己点検評価実施委員会（委員長 松村和徳研究科長，委員 井口文男副研究科長，三浦治副研究科長，上田信太郎教授，西田和弘教授，吉野夏己准教授，鷺見篤美主査，河田敏豊専門職員；以下「実施委員会」）において認証評価の準備について協議し、自己点検・評価報告書の作成分担を決定した。

6月6日に全学組織としての法務研究科自己点検評価委員会（委員長 千葉喬三学長，委員 岡田雅夫理事（副学長），田中宏二理事（副学長），佐藤豊信理事（副学長），北尾善信理事（事務局長），加藤弘樹評価センター長，松村和徳研究科長，井口文男副研究科長，三浦治副研究科長，万代伸正事務長；以下「評価委員会」）において法科大学院認証評価の準備状況の確認が行われ、今後の予定について審議した結果、次回の評価委員会において、法務研究科自己点検・評価報告書の原案について審議し、国立大学法人法第21条第3項に定める教育研究に関する重要事項として、7月16日開催の教育研究評議会並びに7月23日開催の役員会に諮問することを決定した。6月30日の実施委員会において、6月6日法務研究科自己点検評価委員会の審議内容の報告・説明があり、法務研究科自己点検・評価報告書原案作成スケジュールの確認を行った。その後、7月10日の実施委員会において、法務研究科自己点検・評価報告書原案の内容の詳細確認を行い、審議の結果、一部修正の上、7月11日の評価委員会に諮ることになった。11日の評価委員会において、審議の結果、この原案を7月16日開催の教育研究評議会並びに7月23日開催の役員会に諮問することが承認され、16日開催の教育研究評議会において、今年度、法務研究科が専門職大学院認証評価を受審するにあたり、認証評価機関へ8月末までに提出する自己点検・評価報告書案について説明があり、審議の結果、本案に対する意見等がある場合には、学長室（事務）へ申し出ることとし、今後の変更については評価委員会に一任することで承認された。7月23日開催の役員会において、上記の点が承認された。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。

1. 現状

(1) 養成しようとする法曹像

岡山大学大学院法務研究科(以下、本研究科という)は、高度専門職業人たる法曹育成を目的とする法科大学院として、「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹育成」を教育理念として掲げる。とくに司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた「人権感覚豊かであつ信頼される法曹」の育成を目的とする。依頼人に共感してともに汗をかいて、涙を流せるようなホームローヤー的な法曹を養成したいということが一つの大きな理念である。この目的のために、「専門家ネットワーク」と附設法律事務所を活用した理論と実務との架橋を強く意識した教育を実施し、そして、地域との関連性を重視する観点から、①医療・福祉に関する法分野と②ビジネス法に関する分野の二つの教育分野に重点を置き、その領域に強い法曹の養成を目指している。

(2) 法曹像の周知

法曹像の周知については、常時、ホームページ(以下、HP)、ガイドブック、学生募集要項等により実施している他、以下のような形でその周知を図っている。

ア 教員への周知

本研究科が掲げる法曹像は、開設時からの構成員(専任教員)においてはその準備段階での議論の中でその理念を形成してきた。また、準備段階に関与しなかった構成員(専任教員)においては、開設時に3回にわたり説明会を実施し¹、教育理念、養成しようとする法曹像のほか、教育内容、教育方法に関する共通認識の形成に努めた。設置後新たに採用した教員については、執行部で教育理念と法曹像の説明を行い、また科目間(科目内)FDを通じた周知を実施している。それゆえ、法曹像は

¹ 平成16年1月10日、同3月4日及び同年4月1日に「岡山大学法科大学院教務関係説明会」を実施。

周知の事実となっている。そのうえで、教授会及びFD協議会等において繰り返し教育理念と法曹像の説明を行い、さらに、教育理念、法曹像について公刊された雑誌等の記事などを教員に配布し、周知徹底を図っている。そして、専任教員に対しては、本学法務研究科が主催する公開シンポジウム及びセミナー等²に企画、参加、協力することで、その教育理念の実現と法曹像のさらなる周知の徹底がなされている。なお、非常勤教員に対しては、年度の開講前に法科大学院説明会を開催し、教育理念、法曹像から成績評価等までを詳細に説明し、また文書等によりその法曹像の周知を図っている。

イ 学生への周知

学生に対しては、HP、ガイドブック、学生募集要項において本学が掲げる教育理念、法曹像の周知徹底を図っている。HP、ガイドブック及び学生便覧では、「医療福祉を専門とする法律家を目指す履修例」「ビジネス・ローヤーを目指す履修例」、「刑事事件を専門とするローヤーを目指す履修例」という三つの履修モデルを提示し、具体的な法曹像及びその職域について明示している。

その他に、年2回の入試説明会を実施し、また、入学前に入学予定者に対する説明会を実施している。そして、毎年、入学後開講前のオリエンテーションにおいて、本研究科がめざす法曹像の周知を図っている。さらには、紀要「臨床法務研究」を学生に配布し、そこで説明されている法曹像を周知させている。また、岡山大学法務研究科についての雑誌記事、新聞記事などを資料室において掲示し、学生がそれらの記事を通して教育理念、法曹像が繰り返し周知できるようにしている。学生参加の形で実施している「クリニック等の実務実習教育」及び「医療福祉分野、ビジネス法に関する公開シンポジウム及びセミナー等の社会貢献活動」を通して、本研究科がめざす法曹像が具体的に学生に周知されているのは言うまでもない。

ウ 社会への周知

社会に対しては、HP、ガイドブック、全学の「大学案内」で法曹像を掲載し、一般的に広く周知を図っている。さらに、本学、法務研究科では、学生との協働による社会貢献活動³に力を入れており、その活動のなかでの開催したシンポジウム及び

² 添付資料①参照。

³ 添付資料①参照。

セミナー等により社会への周知を行っている⁴。

エ 自己点検報告書の公開

また、本学法務研究科では、自己点検・評価報告書をHPで一般公開しており、学生のみならず、一般市民もその自己点検評価を閲覧することにより、本学の理念、養成しようとする法曹像を確認することができる。この自己点検評価報告書は、各教員に配布され、各自の自己点検・評価に役立てるよう指導している。

2. 点検・評価

(1) 法曹像の明確さについて

本研究科では、養成しようとする「法曹像」である「地域に奉仕し、地域に根ざした法曹」というキャッチフレーズを、司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた「人権感覚豊かかつ信頼される法曹」の育成として説明、公表し、より具体的かつより明確に伝える形で周知を図っており、養成しようとする「法曹像」は明確であると評価することができる。

(2) 法曹像の周知について

本研究科では、養成しようとする「法曹像」は、学生や教員に対して多様な方法でしかも繰り返し周知の確認を実施しており、十分に周知されていると評価できる。また、社会への周知についても、社会貢献活動、HPの充実など少ない予算でできる限りの方策を実施しており、これも十分に周知されていると評価できる。

3. 自己評定

A 法曹像の明確性・周知のいずれも、非常に良好である。

4. 改善計画

法曹像の周知は、繰り返しかつ継続的になされることが重要と思われる。このことを忘れずに、継続して周知の徹底を行う。改善すべきと思われる点については、現在の情報公開、周知方法で本当に十分かを検証しつつ、より効率的な方法をFD委員会を中心にして検討していく。

⁴ シンポジウム等の内容については、紀要「臨床法務研究」第1号～5号参照

1-2-1 自己改革

(評価基準)自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

1. 現状

本研究科には、FD委員会が設置されている。その構成は研究科長を委員長として、2名の副研究科長で構成される⁶。また、教務委員会が設置され、副研究科長を委員長として、各科目のバランスをとって、各教員により構成されている。本学の体制は、FD委員会が中心になり、以下のFD実施活動を指導する体制で、教務委員会が学生アンケートの取りまとめなどを通して、それを補佐していく。

本研究科のFD体制は、各教育分野で教員による教材作成、教育方法の検討、成績評価等を実施する共同検討会(各教育内容・方法検討会)による実施体制を基本とする。この体制には、「科目間(科目内)FD」と「FD協議会」の二つがある。

「科目間(科目内)FD」とは、公法系、民事法系、刑事法系の基本的法律科目の教員が、それぞれの分野で教育内容・教材作成・教育方法の点で各教員が共同で検討する機会を設けて、継続的にこれらを研究・検討し、より充実した教育の提供をめざす体制をいう。例えば、民事法統合演習などでは、実体法(民法又は会社法)研究者教員、手続法(民事訴訟法)研究者教員と実務家教員が協働して教材作成、教育内容・方法等の検討を行い、自己研鑽していくことをいい、科目内FDでは、各科目で複数の教員がいる場合には当然に、単独の場合にも実務家教員を入れて、教材、教育内容・方法等の検討を行い、各教員が自己研鑽していく。このFD活動には、法科大学院では理論と実務の架橋と観点が重視されることから、実務家教員も参加を義務づけ、相互理解を深め、情報等の交換を通してより充実した教育をめざしている。科目間(科目内)FDは、各科目により異なるが、平均的には毎週1回程度は開催されている⁷。

他方、「FD協議会」とは、FD委員会の主催により、研究科の全教員が参加し、教育内容・方法等を検討する「教育内容・方法等の検討会」である⁸。FD協議会は、随時、教授会のない日、あるいは教授会後に引き続き開催され、全体の意思統一を図る。なお、教授会とFD協議会の関係については、教授会はFD協議会で検討され

⁶ 岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規9条4号、7号、8号参照。

⁷ 添付資料資料②

⁸ 岡山大学大学院法務研究科規程4条参照

た事項につき、FD 委員会が教授会審議（決定）事項として議事にあげた場合に議決する決定機関であり、教授会の議事により、FD 協議会での検討の必要が出た場合には、その事項を FD 協議会で議論する関係となっている。

本研究科は、基本的には、前者の体制をベースとする。全体会議では、個々の法律分野での特色を十分に考慮した議論はできないからである。

FD での教員の自己研鑽を充実するための方策として以下の点がある。

①外部の積極的教育プログラム参加とその意見照会を行うために「専門家ネットワーク」を組織している。つまり、教育科目のなかで法律学以外のより専門的知識・経験が必要な場合に、外部の専門家に授業等に参加してもらい、教育の充実を図る⁹。そして、教育内容・方法等での意見交換を行い、それらを参考にしていく。

②外部内部の授業評価体制を確立している。まず、内部評価体制では、法科大学院で当該年度の授業を担当する教員は、1 年間に最低 1 回、法科大学院における他の教員の授業を参観し、所見を FD 委員会に報告する義務を負うものとしている。教員相互の授業参観は、法科大学院設置段階より実施してきたが、当初は、それを嫌がる教員もあり、なかなか全員が授業参観を実施するに至らなかった。そこで、FD 委員会で改善策を検討し、全学で教員活動評価の実施がなされたことを契機にして、平成 19 年度から授業参観の義務化を図った。各教員の報告した所見につき、FD 委員会は、その所見を検討した結果を、FD 協議会に報告する。参観は、事前通知なしにも可能としている。

外部の第三者による授業評価体制は、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力の下、岡山弁護士会会員による授業評価を実施している。外部者による授業参観も、設置当初から実施してきたが、当初は、外部者の日程と参観したい授業の日程が合わない問題やあくまでボランティアによる実施であったため、不定期な実施であった。そこで、この点を FD 委員会と岡山弁護士会法科大学院支援委員会と協議し、授業開催時期に毎月 1 回（したがって、前期 3 回、後期 3 回の計 6 回。その実施は直前に通知する形である）、定期的に授業参観を実施してもらい取り決めを行い、平成 19 年度より現在の体制が確立している。この第三者評価は、その結果を書面化し¹⁰、支援委員会を通して FD 委員会に報告し、FD 委員会は、その所見を検討した結果を、

⁹ 例えば、弁護士による授業参観と評価、医療・福祉系での授業では、その現場で活動する医師、看護師などの授業参加など。

¹⁰ 添付資料③参照。

FD 協議会に報告し、全教員で改善策等を検討し、自己研鑽の機会としている。

③検討結果のフィードバック体制を確立している。授業評価等の報告や各 FD 活動で得られた情報等に基づき、問題点があれば FD 協議会で、是正・改善を考え、さらに該当教員を指導する。この指導にも拘わらず、是正・改善のみられない教員は、FD 委員会において再指導し、その旨法務研究科内での人事評価（全学での教員活動評価結果）に反映させるという体制をとっている。

④FD 活動の公表を実施している。上記の FD 活動については、自己点検評価報告書を作成し、HP で公表している。

その他、全学の自己点検評価作業の中でも、自己改革活動を実施している。

⑤学生授業評価、意見箱などからの学生の声を自己改革活動に反映させている。本学法務研究科では、学生の授業評価アンケートを実施し（全学共通アンケートと法務研究科独自のアンケート）、その結果を、FD 協議会等（教授会含む）で検討し、自己改革に活用している。また、意見箱を設置し、学生が自由に意見を述べられる体制を整えている。そして、これも自己改革に関連してくる場合には、上記と同様に、FD 協議会等で検討し、反映させている¹¹。

2. 点検・評価

FD については、その実施について明文規定が置かれ根拠が明確であり、執行部で構成する FD 委員会が責任主体とされているなど、組織的实施体制が確立している。また、全体での FD 協議会と各科目担当者間の FD 活動の二本立てで取り組んでいることも、本研究科の特色である。それゆえ、自己改革を目的とした組織・体制は、十分に整備されていると評価できると考える。

「組織・体制がよく機能し成果を上げているか」という点では、全体会議では、個々の法律分野での特色を十分に考慮した議論はできないという認識に基づき、より機能的な活動ができるように、個別の科目間（科目内）FD を充実する体制をとっている点は、評価できると思われる。そして、科目担当者間の FD 活動は、充実してきている。全体での FD 協議会は、研究科発足以来、継続的に開催しており、教員の出席率も決して悪くはなく、さまざまな教育に関するテーマを議論してきており、教員の啓発に効果を発揮しているといつてよい。教務委員会との連携もうまくいって

¹¹ FD体制のシステムは、添付資料④参照。

る。また、外部評価を導入し、それらをフィードバックする体制及び情報公開の体制は、組織・体制をよく機能させ、自己改革の成果をあげるに十分な仕組みとなっていると評価できる。

3. 自己評定

A 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも非常に良好である。

4. 改善計画

各科目担当者間でのFD活動は、科目間により若干の差異がある。全科目でのいっそうの活性化が今後の課題である。毎年度第1回のFD協議会では、各科目担当者から各科目毎のFDの実施状況について報告を求めている。平成19年度からは、FD協議会開催毎に状況報告を実施するようになり、教員間の共通認識の形成が徐々に進展しているが、今後も引き続き、この方向での組織全体の取り組みをも強化したい。

自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点では、外部評価とそのフィードバックをより充実させていくことが肝要と思われる。岡山大学法務研究科では、現在、中四国法科大学院の教育連携¹²を進めており、その際、法科大学院間での相互評価体制と中四国外の第三者による外部評価委員会の設置をする予定であり（平成20年8月末現在、外部評価委員は決定済み）、こうした連携構想の中で充実を図ることになる。

¹² 添付資料⑤

1-3-1 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

1. 現状

(1) 公開されている情報の内容

ア 一般公開

本研究科では、一般に向けた情報公開方法として、HP、ガイドブック、入試要項がある。これらは、常時公開されている。その公開情報としては、①法務研究科の概要、②教育方針（教育理念・法曹像）、③教育の重点、④科目履修モデル、⑤教育方法の特色、⑥カリキュラムの特色、内容、⑦教員紹介、⑧奨学金・授業料免除等のサポート体制、⑨実務教育システム（専門家ネットワーク、附設法律事務所、IT教育ツールの活用）、⑩入学者選抜、⑪時間割、⑫シラバス、⑬学生便覧、⑭自己点検・評価報告書などである。また、入試成績開示については、とくに学生募集に伴う入学試験（個人情報）の開示は、以下のとおり行っている¹³。

(1)開示対象者：受験者、(2)開示する内容：試験成績（本人の成績、合格者の最高点・最低点）、(3)開示請求の方法：入試情報開示請求書（所定様式）に受験票と身分証明書（写真のあるもの）を添えて、本人が(4)の開示請求期間中に入試に関する事項等の照会先に提出して行う。(4)開示請求受付期間¹⁴、(5)開示の方法：入試情報開示請求書受理後通知書の準備ができ次第速やかに開示（発送）する。ただし、提出された入試情報開示請求書及び手続きに不備があるときは受理しない（修正を求める）ことがある。

また、法務研究科が取り組んできた教育方法、内容の改善等に関する情報も公開している¹⁵。さらに、HPでは、専任教員の紹介もなされており、抱負、研究業績を掲載している。

イ 内部公開

¹³ 入試の学生募集要項参照。開示件数につき添付資料⑥参照。

¹⁴ 平成19年度入試の場合は、以下の要領で実施した。平成19年5月1日（火）から同年6月29日（金）の9時から17時まで。郵送で7月1日以降に到着したものは、6月29日までの消印。

¹⁵ 臨床法務研究1号～5号参照。

内部公開の内容は、基本的に学生に対する情報開示である。まず、成績評価基準を事前に開示している¹⁶。原則的にシラバスに記載し、また授業開始時において口頭説明を実施している。さらに、試験の講評を公開している。公表内容は、試験問題の狙い、採点基準、成績分布である。執行部を中心に学生と懇談会を年1回実施している¹⁷。また、単位修得不可の学生に対して、個人面談による成績開示と不可理由の説明を行っている。

(2) 公開の方法

まず一般公開方法として上記の HP、ガイドブック、入試要項、大学案内があり、常時公開されている。HP では、上記内容を公表し、その内容変更がある場合には、即座にかつ随時にそれを反映させた更新を行っている。ガイドブック、大学案内及び入試要項は毎年広く一般に配布している。

また、研究科長を始め、企画担当者が新聞のインタビュー、雑誌取材など積極的に対応し、一般メディアを活用して、本学法務研究科の教育理念、社会貢献活動等について広く情報公開を試みている¹⁸。さらに、年2回の入試説明会¹⁹を実施し、また他団体の主催する入試説明会に予算の許す限り、積極的に参加して、上記の内容について広く情報公開を行っている。また、シンポジウムやセミナーを開催し²⁰、法務研究科が取り組んできた教育方法、内容に関する研究成果や情報を広く一般に開示している。そして、その内容等については、紀要「臨床法務研究」を創刊し、公表している。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

教育活動等に関して開示されている情報の範囲、開示の方法、学内外からの質問や提案があった場合には、本研究科事務が対応窓口となる。

まず開示情報に対する質問等は、形式的に事務で対応できるものは事務で処理する。それ以外は、入試情報に関しては入試委員会が、FD に関しては FD 委員会が、学生生活に関しては学生委員会が、その他の開示情報は教務委員会が対応することになっている。なお、対応については、各委員会で審議・決定し、それを教授会で諮り、最終的対応を決定する。HP やガイドブック（ガイドブック）で周知している

¹⁶ 2008 年度学生便覧 9 頁、公開している自己点検評価報告書 37 頁以下など参照。

¹⁷ 2004 年 6 月 25 日・2005 年 7 月 13 日・2006 年 7 月 5 日・2007 年 8 月 8 日・2008 年 7 月 16 日に実施。

¹⁸ 添付資料⑦参照。

¹⁹ 添付資料⑥参照。

²⁰ 添付資料①参照。

効果か、教育活動等に関する質問や苦情はない。

2. 点検・評価

開示している情報の範囲・内容，開示方法の点は，基本的に適正に実施されていると思われる。

情報公開方法については，情報誌などへの掲載，CMなど改善の余地があるかもしれないが，現在の予算規模においては，可能な限りの情報公開方法を実施しており，十分に評価できるものである。

また，学内外からの質問や提案があった場合の対応等の適切性について，問題はない。これまでトラブルもなく遂行されていることから考え，基本的に良好であると思われる。

3. 自己評定

A 情報公開及び学内外からの評価や改善提案への対応が，非常に良好である。

4. 改善計画

現在のところ，情報関係については，技術的に日進月歩の状況にあり，常に注意を払っていく必要はあり，情報公開方法は，なお改善の余地が出てきそうである。ただ，予算との関係があり，この予算確保を含め，常に注意を払い，迅速な改善を実施していく予定である。

1-4-1 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1. 現状

(1) 制度上の自主性・独立性

本研究科は、教育活動の重要事項²¹については、専任教員全員で構成される教授会により決定している。教授会規定(閲覧資料)3条に審議事項を規定する。教授会は構成員の3分の2以上の出席により開催され(同規定7条)、その過半数をもって議決はなされる(同規定8条)。なお、本研究科は、書面等による議決方法を採用しており(同規定9条)、適時に決定ができる方式をとる。その結果、会議による無用の時間を著しく軽減することに成功し、その時間を教員は教育研究に当てることができる。また、本研究科では、執行部、事務長、実務家教員1名で構成される運営会議を設置しており、そこでは予算など教授会審議事項以外の事項が決定される²²。

(2) 大学本部との関係

部局規定は当該部局が所管している。それゆえ、法務研究科のカリキュラムや規定を改定しても全学の教育研究評議会にて審議を経る必要はない。但し、上位規定(大学院学則など)に関わる内容の改定の場合は、全学の教育研究評議会・役員会での審議にかける必要がある。

(3) 他部局との関係：法学部(社会文化科学研究科)との関係

まったくの別組織であり、自主性、独自性の観点から問題はない。

2. 点検・評価

法科大学院の運営の自主性・独立性については、意思決定ルールに基づき実施されており、問題はない。

3. 自己評定

合：自主性・独立性に問題はないか、あっても解消の目処が立っている。

4. 改善計画

特別に改善するものは、現在のところない。

²¹ カリキュラム、新任教員の採否等の人事、予算等。

²² 「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」(閲覧資料)7条に基づく。

1-4-2 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1. 現状

(1) 教育活動等の重要事項

本研究科がガイドブックなどに記載した学生に約束した重要事項としては、①カリキュラムに掲げた科目の開設、②少人数教育の実施、③実務教育の充実、④ネットワーク・セミナー方式による授業の実施、⑤法的分析能力、表現能力の育成と自習支援、⑥オフィス・アワー、学習アドバイザー制度、⑦卒業生等による特別講義の実施、⑧法科大学院奨学金等の経済的サポート体制、⑨地元弁護士会の協力、附設法律事務所との連携がある。

(2) 履行状況

履行状況は、以下のとおりである。①については、現在まで教員の都合で急に不開講になったものはなく、すべて開講されている。平成19年度のカリキュラム改正で履修上限の関係と教員の確保関係等の理由により、基礎法学・隣接科目群と展開・先端科目の一部(Ⅲに分類したもの)で隔年開講としたが、学生にとって不利益はなく、すべて3年間で履修可能である。2年コースでは、履修可能な科目数は減少した形になるが、本学が求める法曹像の履修モデルとの関係では問題はない。

②については、すべての必須科目、とくに演習系科目では1クラス20名(3クラス)が維持され、実施されている。一部、担当教員との関係(病気療養等)で3クラス合同の授業を実施する場合がある。その場合も、15回すべての回でなく、数回の授業の場合である。なお、3年標準型の1年科目においても70名を超える履修科目では2クラスとして、配慮している。

③については、問題なく実施されている(6-2-1, 6-2-2, 7-1-1参照)。しかも、必須科目(選択必修科目を含む)を5科目として、充実を図っている。

④については、「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」を創設し、授業に参加しうる専門家を多数配置できる体制をとって充実した形で実施している。

⑤については、レポート作成、添削ないし授業での評価のコメントの発表、授業

でのディベートの活用等で、基本的な事項を適切に表現できる能力が身につけられるよう工夫している。また、自習支援としては、自習室の確保、オフィス・アワー、学習アドバイザー制度による自習等に関する相談対応などにより実施できている。

⑥のオフィス・アワー、学習アドバイザー制度については、8-2-2 参照。

⑦については、平均して、年2、3回、裁判官、弁護士、検察官など法曹三者から講演や特別講義を行ってもらっている²³。

⑧については、充実した学生生活を送るためには、経済面での生活設計も大切である。学生の経済的サポート体制としては、まず授業料免除がある。次に、奨学金制度などがある。詳細は、8-2-1 参照。

⑨地元弁護士会の協力については、法科大学院支援委員会の協力のもと、非常勤講師派遣、奨学金の寄付、就職活動の協力等様々な形での協力がなされている。また、附設法律事務所は公設事務所の支所が入り、プロボノ活動などに積極的に協力がなされている。

(3) 履行に問題のある事項

⑤法的分析能力等の育成について科目により濃淡があり、統一的なものとなっていない。しかし、これは科目の特性等の関係があり、実質的に実施している場合もあり、トータルで育成できればと考えている。その他の事項はとくに問題はない。

2. 点検・評価

学生に約束した重要事項の実施状況は、十分に約束を履行しているものとして評価できると考える。また、未だ、施設以外で学生から上記重要事項についてクレームのついたことはない。

3. 自己評定

合：問題となる事項がなかったか、あっても適切な手当がなされている。

4. 改善計画

基本的に履行できているので、本評価基準に関して改善するために計画されている方策は現在のところない。

²³ 添付資料⑧参照。

1-5-1 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1. 現状

(1) 追求している特徴

追求している特徴としては、(A)「理論と実務を架橋」した教育、(B)「重点教育分野の設定による人権感覚豊かな法曹養成」という二つの柱を追及している。(A)の教育は、人権感覚豊かな法曹の養成には、直接一般市民と触れ合うことによる教育効果が重要であるという認識の下、とくに実務実習教育を重視している。(B)については、地域との関連性を重視し、地域に住む人々の生活に密接に関わる問題解決に貢献する法曹の養成という観点から、①医療・福祉に関する法分野と、地域経済の発展や地域の企業活動を支える法曹養成という観点から、広い意味での②ビジネス法に関する分野に重点を置き、その領域に強い法曹の養成を目指している。そして、人権感覚豊かなよりよい法曹を地域社会に送り出すことを通じて、本研究科は、地域社会に貢献したいと考えているのである。また、これからの法律実務家は、専門性をもたなくてはならない。そこで、岡山大学では医学部の伝統があり、これとの連携が可能であり、また岡山弁護士会の協力が十分に期待できる医療福祉分野とビジネス法分野とがまず挙がってきたのである。そして、一つ専門というものの入り口としては、これらの分野で十分なものを提供できている。

(A)の「理論と実務の架橋」は、法科大学院の教育理念でもあり、要請されている最重要課題である。その実施については、とくに、「専門家ネットワーク」と「附設法律事務所」を活用した、地域の視座からの実務教育を実施する点も上記教育目標を実現する重要な方策としている。これらを実現する方法として、研究者教員と実務家教員が協働して教材開発から授業の実施、成績評価までを行うことを基本とする。そのためには、とくに科目間FD活動を実施し、研究者教員と実務家教員による共同授業の実施体制が重要となる。そこで、岡山大学法務研究科では、この課題に対して、以下の三つの対応をとってきた。

第一に、公法、民事法、刑事法の各分野で、教育内容・教材作成・教育方法について、実務家教員（専任・非常勤を含む）と研究者教員が共同で検討する機会（教育内容・方法検討会）を設けて、相互理解を深め、情報等の交換を行いつつ、継続

的にこれらを研究・検討している。その成果は独自の教材作成に現れている。

第二に、科目横断的な授業を実施する点にある。具体的には、いくつかの題材を各分野の科目で教材として使用し、各科目ではその分野の視点から授業をし、その後それをネットワーク・セミナーで総合的に議論する方式を採用する。例えば、隣人訴訟につき、民法、民事訴訟法、行政法、法社会学、裁判外紛争処理制度論などの授業で取り上げ、最終的にはネットワーク・セミナーを開催し、実務家を含めてその問題点、解決方法等を議論することで総合的判断能力の育成を目指している。

第三に、附設法律事務所及び「専門家ネットワーク」を拠点に研究者教員も加わったシミュレーション教育と実務実習を連動させた実務教育において理論と実務の架橋を実践している点である。本研究科では、「理論と実務の架橋」は、「研究者と実務専門家の協働の下でしか成り立たず、しかも法律専門家以外の専門家も含めた協働が必要である」との基本認識から、実務教育は、社会紛争の解決という視点からすれば、現実の紛争は法律問題だけでなく、様々な問題が立体的に絡み合っており、法的解決だけでなく、他の解決案も要請されているとの認識の下に考えていく必要があることを出発点とする。したがって、学生を法曹として育成していくためには、そのような総合的判断能力を育成することが不可欠になると考え、また、「実務の理論化とそれを通じた実務の批判的検討」と、かかる総合的取組みこそが「理論と実務の架橋」にとって不可欠のものとする。そこで、より重視しているのが実務教育であり、とくに「模擬裁判・エクスターンシップ」、「ローヤリング・クリニック」といった実務実習科目はこうした教育を最も実現できる場と考えている。

(B) については、展開・発展科目のところで、ビジネス法分野と、医療福祉分野を重点的教育分野として、そういった専門を身に付けた法曹になれるようカリキュラムを作成している。たとえば、医療福祉分野では、医学部の教員に依頼して、法学入門に相応する医学入門的な科目を設置したり、弁護士会の協力から介護などの問題を取り扱う科目を設置している。そして、弁護士だけでなく、医師、介護士などの専門家を集めた「岡山大学法科大学院専門家ネットワーク」を組織し、授業科目の中でネットワーク・セミナーという形で、いろいろな事例を取り上げ、法律以外の専門家もあわせて、学生と一緒に議論をしたりして学んでいくという教育システムを構築してきた（なお、この点は法曹実務教育でも実施）。

(2) 障がい等がある学生への学習支援

さらに、人権感覚豊かな法曹養成という観点から、附設法律事務所は、岡山弁護士会公設法律事務所と連携し、プロボノ活動に対する学生の意識高揚をめざしている点も特徴である。この観点では、加えて障がいを抱えた学生を受け入れ、その支援を積極的に実施している点を挙げることができる。法務研究科では、障がい等がある学生が平成18年度から1名在籍している。障がい等がある学生への学習支援として講義室・演習室・自習室に車椅子専用の机の設置などを行っている。また、施設面ではバリアフリー化を図っており、多目的トイレの設置・改修にも努めている。

さらに、ノートテイクやコピーサポートなどの支援を行っている。ノートテイカーの業務は、主として「教員が板書する事項や図解」あるいは「教員が『特に重要だからメモしておきなさい』と言った事柄」を中心にノートを作成することであり、コピー・サポーターの業務は、主として支援を受ける学生の要請に基づいて、法務研究科の授業で必要な資料等の検索・借出し・複写等を代行することである。この学生に対しては、また周りの学生も自主的な支援活動を実施しており、これらの活動は、人権感覚豊かな法曹養成に資するものである。

2. 点検・評価

追求している特徴は、明確性があり、これを追求する取り組み状況の徹底性については評価できるものと考えられる。とくに、人権感覚豊かな法曹養成の点では、かなり充実した形で実現ができています。問題は、理論と実務の架橋教育での科目横断的な授業の実施である。各科目でできる限りの協力を要請しているが、元々授業時間数が従前の法学部の授業より大幅に短縮されている現状では、個々の項目まで共通させるのが難しい状況にあり、実現性の点で必ずしも十分でない点である。しかし、それ以外については、十分に目的にそった実施体制とその実現がなされていると評価できよう。

3. 自己評定

A 特徴の明確性、取り組みの徹底性が、いずれも非常に良好である。

4. 改善計画

上記自己点検で指摘した問題について、教務委員会を中心により実効性が高い形にするには、どのように実施したらよいか、その内容、方向を含め、本年度中に一定の結論を出しうるよう協議する計画である。

第2分野 入学者選抜

2-1-1 入学者選抜基準等の規定・公開

(評価基準) 適切な学生受入方針，選抜基準及び選抜手続が明確に規定され，適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 学生受入方針，選抜基準，選抜手続の内容

ア 入学者受入方針 (Admission Policy)

本学法務研究科では，アドミッションポリシーとして ①社会問題への関心，②倫理観・正義感，③論理的思考力，④コミュニケーション能力を採用している²⁴。

イ 選抜基準・選抜手続

(イ) 選抜基準

a 一般入試

本研究科で毎年度12月に実施してきた一般入試の概要²⁵は下記のとおりである。

入学者選抜は，①大学入試センターが実施する法科大学院適性試験(100点)，②本研究科による小論文試験(200点)，③面接・書類審査(50点)の合計350点を総合して選抜する。その際，「法科大学院適性試験，小論文，面接・書類審査の各項目で2割を超えて得点できなかった者は不合格とすることがある」旨，学生募集要項等に明記している²⁶(平成18年度入試以降明記)。**適性試験**については，志願者数が募集人員に対し5倍を超えた場合には，2段階選抜を行うことがある²⁷。**小論文**では，「法務研究科の勉学に必要な理解力，思考力，表現力」をみる²⁸。

面接・書類審査では，「志望動機の明確さ及び本学入学者受入方針にかなう人物かどうか」をみる²⁹。面接試験では，「法務研究科面接・書類審査における実施・選

²⁴ 詳細はガイドブック12頁，学生募集要項(表紙裏)参照。

²⁵ 詳細は，学生募集要項(H21年度)3，4頁参照。

²⁶ 学生募集要項(H21年度)4頁参照。

²⁷ 学生募集要項(H21年度)3頁参照。

²⁸ 学生募集要項(H21年度)4頁参照。

²⁹ 学生募集要項(H21年度)4頁参照。平成17年11月に受けたトライアル評価では，「学生募集要項およびHPでは，『面接・書類審査』においては，どのような点を審査するのかを含めて，選抜基準及び選抜手続に関する記載は特にみられない」，「面接・書類審査においてどのような点を審査するのかを含めて，同選抜基準および選抜手続は一切公開されていない」と指摘された。この指摘を受けて平成19年度及び20年度入試学生募集要項(HPからもダウンロードできる)では，面接・書類審査について，「志望動機の明確さ及び本学入学者受入

考要項」(平成16年10月6日教授会承認)に基づき、客観的、かつ厳格な評価が行えるよう配慮している。さらに、評価対象となる資格については、平成18年度以降の学生募集要項において、明記した³⁰。なお、面接・書面審査は平成17年度入試より、すべての受験者を対象として行っている。

b 転入学試験

本研究科では、平成19年度より転入学試験の制度を導入し、実施した³¹。これは、他大学の法科大学院1,2年次に在籍している学生で本研究科への転入学を希望する学生を対象としている。詳細は、2-1-2参照。

ウ 選抜手続

a 一般入試

一般入試の選抜手続の具体的内容については、「法務研究科入学者選抜選考要項」を参照のこと。一般入試の出願期間は、1週間を充てている³²。入試日程は、毎年度12月初旬の土日の2日間を充てている³³。第1日目は、午前から午後にかけてすべての受験者に対し、小論文試験を実施し、その後、受験番号の早い者から順に面接試験を実施している。第2日目は、面接を行っている。面接試験に関しては、平成17年度入試より、全受験者に対して面接を課すようになった。また、面接試験を行うにあたり、面接官に受験者各自の志望理由書を予め(試験の約1週間前)配布しておき、受験者の本学を志望する理由等を把握した上で、面接にあたっている。

b 転入学入試

転入学試験は、平成20年度に初めて実施した方式である。転入学希望者は、入学希望の前年度2月1日から8日までに書類等を提出し、受験料を支払うなどの所定の手続を済ませた上、3月に上記口述試験を受験する。転入学年次は3年次コースの2年次とする。

(2) 学生受入方針、選抜基準、選抜手続の内容を知るための資料

以上の学生受入方針については、岡山大学大学院法務研究科(法科大学院)学生募集要項(以下、「学生募集要項」という。),「入学者受入れ方針」、またHP、2009年ガイドブックを参照。選抜基準については、学生募集要項を参照。また、転入学

方針にかなう人物かどうかをみます」と明記した。

³⁰ 学生募集要項(H21年度)10頁参照。

³¹ 実施は平成20年3月3日。

³² 学生募集要項(H21年度)3頁参照。

³³ 学生募集要項(H21年度)4頁参照。

試験については「岡山大学大学院法務研究科転入学出願要項」として公開しており、これはHPで閲覧することが可能である。また、郵送でも取り寄せることができる。

(3) 学生受入方針，選抜基準，選抜手続の公開方法

ア 媒体，HPによる公開

学生受入方針，選抜基準，選抜手続の内容は、岡山大学大学院法務研究科 2009年ガイドブック，HPによって広く公開されている。

イ 入試説明会，メディアによる公開

本研究科では，年2回，入試説明会を行い，受験希望者に対し，本研究科の教育方針，教育内容，求めている学生像，入試情報などを懇切に説明し，質疑応答時間を設けるなどして周知徹底を図っている。その他，各予備校が主催する法科大学院説明会に参加することがある。これまで，東京，大阪，神戸，広島，福岡の各地で行われた入試説明会に参加している。さらに，各種法律系雑誌などにも記事を掲載するなどして（これらの媒体への掲載は無料である），情報の提供に努めている。

ウ その他の公開方法

受験希望者からの個別の問い合わせもある。これに対しては，大学院係内の法務研究科担当事務職員が対応するなどして，きめ細かな相談に応じている。

また，選抜内容（本研究科の入試出題内容・レベル）を知る一つの方法として，HPに小論文，後述する既修者認定試験の試験問題を掲載し（小論文については問題と出題意図），受験生の便宜に適うようにしている。

2. 点検・評価

(1) 学生受入方針

学生受入方針は，「社会問題への関心」，「倫理観・正義感」，「論理的思考力」および「コミュニケーション能力」を有する人が望ましいという方針が明確に規定され，また本研究科の基本方針と適合し，問題はないと考える。

(2) 選抜基準，選抜手続

入試制度における選抜基準，選抜手続の公平性・公正性，秘密性等の保持は，この制度の根幹部分であるだけに細心の注意を払っている（実施の詳細は2-1-2）。

選抜基準，選抜手続については，一部の者だけがそれを認識するといった不平等のないよう，その公正性等を担保するために，できる限り明確な形で規定し，学生

募集要項，HP，ガイドブックといった媒体を通じて広く公表している。「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき，客観的，かつ厳格な評価が行えるよう配慮している。本研究科の選抜基準，選抜手続は公正，公平の見地によって実施されていると評価できる。

（３）学生受入方針，選抜基準，選抜手続の公表・開示

学生受入方針，入試情報等については，募集要項やHP等で適時，公開している。特に早急に周知させなければならない情報については，HPで，当該情報を閲覧することができる形にしている。また，年２回，入試説明会を行い，受験生に対し，入試情報等の周知徹底を図っている。これまで，受験者から学生受入方針や選抜基準等について，不明確・不明瞭であるといった声は聞かれない。

受験者にとっての関心事である試験成績結果は，「入試情報の開示」としてその請求手続が募集要項³⁴に記載され，受験者に対し，本人の成績はもちろんのこと，合格者の最高点・最低点も判明できるようにしている³⁵。

（４）問題点や，改善すべき点

本研究科の本項目における評価は，いずれも良好である。上述したように，本研究科の学生受入方針，選抜基準は，あらゆる媒体を通じて明記され，受験者は本研究科のカラーを納得した上で受験できる。また，選抜手続についても，受験者の便宜に適うよう，当該年度の反省点を生かしながら翌年度以降の入試制度に反映している。受験者にとって関心事である試験成績は，情報開示制度を通じて知ることができ，この制度の利用度も年々，増加する傾向にある。試験成績を開示して，現在のところ入試に対する受験者からの目立ったクレームが聞かれないのは，制度概要や選抜基準等に関する受験前のアナウンスが概ね上手く周知されていることと，受験後の情報提供が奏功していることに起因するものと思われる。総体として，本研究科のこの点に関する制度設計が社会的に認知，評価されていると評価する。ただ，他の有力大学法科大学院などと比べ，本研究科に割り当てられる予算は乏しいと言わざるを得ず，研究科の学生受入方針等を広く周知徹底させるため，プラスαの促進活動を行おうとしても十分なPR活動ができない。さらに，本研究科の特徴，利点を広く，的確に周知させるため，専従の職員を配置し，これに担わせる必要がある

³⁴ 学生募集要項（H21年度）7頁以下参照。

³⁵ 添付資料⑥参照。

と強く思うが、これも予算の制約上、実現できていない。この点は、大学本部に対して漸次要求していくほかない。

3. 自己評定

A 学生受け入れ方針，選抜基準，選抜手続が，いずれも，適切性，明確性，公開性のすべての点で，非常に良好である。

4. 改善計画

現状で本項目に関する改善計画は具体化していない。しかし、①上述したように、受入方針に適う優秀な学生を確保するため、たとえば、新たに実施した転入学試験をさらに充実・発展させられないか、②また、近隣の法科大学院と連携し問題意識の高い優秀な学生を獲得できないか、そのための選抜制度として、どのような制度設計が可能かといった事項が、今後の検討課題といえる。

2-1-2 入学者選抜の実施

(評価基準) 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 入学者選抜基準・選抜手続の遵守性

入試制度の全般的な運用は、「法務研究科入学者選抜選考要項」、「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申し合わせ」(閲覧資料)などの諸規定の下で、適正に行われている。

ア 入学試験実施組織及び諸規定

本研究科の入学試験は、「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」8条(閲覧資料)により、入学試験を所掌する「入試委員会」により運営される。入試委員会には、副研究科長を兼ねる入試委員長と、入試委員長が指名する副委員長1名が置かれる。また、「法務研究科入学者選抜選考要項選抜要項」に基づいて、入試委員会が中心となり、入学試験に関わる諸事項(入試説明会の開催、選抜方法や選抜基準の確認・検討、合否判定資料案等の作成など)を取り扱う。また、「岡山大学大学院法務研究科入学試験監督者選出方法に関する申し合わせ」により、入学試験の監督者が受験者数に応じて適切に配置できるように配慮している。

イ 個別試験の態勢

その問題作成委員の選出は、秘密裡に行われる。すなわち、教授会、あるいは入試委員会で公の場で選出されるのではなく、本研究科の運営に最終責任を負う執行部のみが各年度の選出状況を考慮して問題作成委員を決定する。決定結果は、本人にしか連絡されないため、問題作成委員以外の法務研究科教員は、誰が問題作成、採点にあたっているのか認識できない。

小論文試験実施にあたっての秘密性の保持については、問題文は「印刷室立ち入り禁止」の措置を採った上で印刷される。その後、印刷に立ち会った問題作成委員が印刷部数を確認し、署名して封緘され、問題用紙や答案用紙は、厳重に施錠した金庫に保管される。試験後、直ちに解答用紙は、採点者が控える採点室に運ばれ、短期日に集中して採点される。問題作成委員が自己の研究室に答案を持ち帰って採点することも認めていない。採点にあたっては、秘密性は厳守される。すなわち、

解答用紙上部に記載される受験番号は採点委員に判別できないように綴じられ、特定の受験者に有利・不利な扱いが生じないような措置が施されている。

面接に当たっては、学生受入方針に適った学生の入学を目指すため、「法務研究科面接・書類審査における実施・選考要項」に基づき適正に実施している。

平成20年3月に初めて実施した転入学試験は、「法務研究科転入学試験実施要項」に基づいて行った。試験は公法系（憲法，行政法），民事系（民法，商法，民事訴訟法），刑事系（刑法，刑事訴訟法）の三系7科目について行い，試験方式は口述試験で行う。転入学を認めるかどうかの認定基準は，書類審査がA又はBであることを明記した他，認定の根幹となる口述試験の評価は，「各科目ともA又はBである」か，あるいは7科目中1科目がCであっても，「その他の科目がA又はBである場合は合格とする」旨を規定した。転入学試験の受験者に対しては，試験科目，試験内容（口述試験），試験時間及び選考結果を通知している。

（2）入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態の有無とその対処

入学者選抜の公正さ・公平さに疑問が提起された事態（投書や口頭でのクレーム）はこれまでのところない。万一，そうした事態があった場合には，まず，入試委員会で事実の存否を確認し，その事実が確認されれば，具体的には執行部で対応することとなる。また，当該案件は，教授会で報告され，同じ事態が繰り返されることのないよう，入試委員会・執行部で対策案が協議されることになる。

2. 点検・評価

上述したように，本研究科では，入学者選抜の実施にあたって，選考基準・選考手続に即して行っている。特に入学試験で強く要請される公平・公正性，秘密性については，厳格な運営方針の下でそれらが実現されているといえる。

3. 自己評定

合 選抜が規定に従い公正かつ公平に実施されている。

4. 改善計画

入試成績と入学後の成績との相関性の確認と，その結果を踏まえた選抜手続・選抜基準の見直しの要否が今後の検討課題といえる。

2-2-1 既修者選抜基準等の規定・公開

(評価基準) 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位の認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

1. 現状

(1) 法学既修者選抜の位置づけと選抜方法

法学既修者は、入学者選抜試験の合格者のうち、既修者認定試験の受験を希望する者から試験を行い選抜している。したがって、本研究科の既修者試験は、単位認定のための内部試験(一括合格・内部振り分け式)と位置づけており、定員化もしていない。

その選抜は、日弁連法務研究財団による法学既修者試験と本研究科が実施する既修者認定試験の各科目の得点を考慮し、当該受験者が2年間の学習により法曹となりうる能力を取得できるかどうか、「選考会議」及び教授会の協議を経た上で認定している。試験科目は六法科目と行政法であったが、平成18年度から基準・受験内容を見直し、評価の基準を複数にして、多角的に法学の基礎的能力をみようとの判断に基づき、日弁連法務研究財団の法学既修者試験を利用することとした。したがって、六法科目と行政法を加えた7科目の択一式試験の成績と、本研究科が行う論文試験(「公法系」、「民事系」、「刑事系」の三系で実施)の試験成績とを総合して認定している。なお、例年、既修者試験は1月に実施していたが、平成21年度既修者認定試験より、一般入試と同一の日程で実施することとした³⁶。例年の実施日程によると、既修者認定を希望する学生は二度、本研究科に来校しなければならないこととなり、経済的・心理的負担を学生にかけることを配慮したためである。

(2) 既修単位の認定基準・手続の内容

「修得したとみなされる単位」は、法律基本科目群の30単位である。法務研究財団の法学既修者試験を利用することにより、7科目の基礎的知識の有無を確認し、それに加えて、本研究科が独自に行う公法系、民事系、刑事系の法律科目で論述能力を測定して、既修単位認定を行っている。両者は、2対1の割合で総合評価し、合格の目安として総合点の6割以上であることを募集要項で明記している³⁷。法学既修者認定は、入試委員会及び問題作成・採点委員により構成される選考会議で既修

³⁶ 学生募集要項 (H21年度) 5頁参照。

³⁷ 学生募集要項 (H21年度) 5頁参照。

認定者の原案が作成され、さらに、全体の教授会の中で、当該原案を全教員が参照しつつ、意見を交換しながら既修者認定及び既修単位の認定を行っている。なお、この事項に関するトライアル評価では、「認定について客観的な選抜基準などが規定された具体的要項等は作成されていない」と指摘されたのを受け、平成17年度に、「法務研究科法学既修者認定選考要項」（閲覧資料）を作成し、従来は、教授会で事実上、了解されていた事項を明文化した。

（2）法学既修者認定基準・手続の開示媒体と開示時期

既修者選抜の基準・手続及び既修単位の認定基準・手続内容は、毎年度9月に公表される募集要項において公開している他、HPで見ることができる。また、毎年度、二回行っている入試説明会でも既修者試験の内容等について説明している。この日程変更については、学生に早期に周知させる必要があるため、募集要項の公刊に先駆けて、HPにおいて特に注意を喚起するため赤字で発表するなど工夫している。

（3）既修者選抜や既修単位認定に対する入学希望者や学生からの意見聴取

既修者選抜や既修単位認定に関し、本研究科の既修者試験はあくまで「入学後」の内部振り分けの認定試験であることから、受験者から意見聴取するための制度はない。ただし、既修者認定希望者に対しては、入試説明会などを通じて、既修者認定試験について説明を行い、またこれに関する質問に回答することになっており、また、入学者に対しては、認定者・不認定を問わず、院生の希望に応じて当該科目の教員が面談し、具体的に試験成績の結果を伝え、教育指導している。また、この個別指導とは別に、「既修者として認定はするものの、能力的に不十分な科目があるので、1年次配当科目である当該科目の授業（講義形式のもの）を受講すること」を教授会で協議し、決定することがある。

2. 点検・評価

本研究科における法学既修者の選抜基準・選抜手続や既修単位の認定基準・認定手続は、上述したように明確に規定され、適切に公開されている。

3. 自己評定

A 基準・手続とその公開について非常に適切である。

4. 改善計画

既修者試験に関して、現在、委員会等で検討している案件はない。

2-2-2 既修者選抜の実施

(評価基準) 法学既修者の選抜及び既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準及び手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 各年度の入学者数，法学既修者数

	18年度		19年度		20年度	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
学生数	63名	3名	54名	2名	58名	3名
学生数に 対する割合	100%	4.8%	100%	3.7%	100%	5.2%

(2) 既修者認定・既修者単位認定に対する基準・手続の遵守性

既修者認定及び単位認定は、上述した選考会議、教授会の協議を経て、最終的に教授会で決定している。その際は、入試事務サイドが各科目の試験成績をまとめた選考一覧（認定不認定判定資料）を教員が参照しつつ、意見を交換しながら慎重な手続の下で既修者認定及び既修得単位の認定を行っている。したがって、既修者に関する選抜・認定は、定められた基準・手続に従って実施されている。また、既修者試験にあたっては、本研究科発足当初、六法科目の専任教員が中心となり一同に集まって、出題形式、出題レベル、出題のねらい等を協議したが³⁸。翌年度以降は、既修者試験の手順、出題レベル等、教員間で共有されていることから、同一科目の専任教員間で同様の事項について協議し、確認して出題し、毎年基準、手続を確認しながらの実施となっている。

(3) 既修者認定・既修者単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態の有無とその対処

これまでのところ、既修者認定・既修者単位認定の公正さ・公平さに疑問が提起

³⁸ 「既修者試験打合せ」2004年1月19日付，同年2月4日付，同年2月5日付。

された事態（投書や口頭でのクレーム）はない。万一、そうした事態があった場合には、入学試験選抜の場合と同様、まず、入試委員会で当該事実の存否を確認し、その事実が確認されれば、具体的には執行部で対応することとなる。また、当該案件は、教授会で報告され、同じ事態が繰り返されることのないよう、入試委員会・執行部で対策案が協議される。

2. 自己点検・評価

上述したように、本研究科では開設当初より、既修者認定・既修単位認定は、その選考手続基準に従って行われている。また、本研究科では既修者認定試験は、内部試験としての位置づけではあるが、入学試験と同様の慎重な手続の下で実施され、その公平性・公正性にも問題はない。

3. 自己評定

合 選抜・認定が規定に従い公正かつ公平に実施されている。

4. 改善計画

特になし。

2-3-1 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

1. 現状

(1) 「実務等経験者」(いわゆる社会人)の定義

本研究科では、社会人の定義を従前の本学定義に合わせて「大学卒業又は出願資格②～⑨に該当することとなった後、平成20年3月末日において2年以上社会人としての経験を有する者」とする。「社会人としての経験を有する」とは、学校に在籍していないこと(勤労しながら学校に在籍している場合は、勤労している期間は社会人の期間とみます)をいい、必ずしも職業を持っていなければならないということではありません。」とする³⁹。

(2) 「他学部出身者」、 「実務等経験者」の各年度の人数

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数(20年度)	58名	13名	6名	19名
合計に対する割合	100.0%	22.4%	10.3%	32.8%
入学者数(19年度)	54名	15名	8名	23名
合計に対する割合	100.0%	27.8%	14.8%	42.6%
入学者数(18年度)	63名	25名	6名	31名
合計に対する割合	100.0%	39.7%	9.5%	49.2%
3年間の入学者数	175名	53名	20名	73名

³⁹ ガイドブック12頁、学生募集要項(H21年度)入学願書アンケート項目参照。

3年間の合計に対する割合	100.0%	30.3%	11.4%	41.7%
--------------	--------	-------	-------	-------

2. 点検・評価

上述の表にあるように、本研究科では開設当初より、常に3割以上の実績をもって社会人、他学部出身者の入学を行ってきた。社会人の定義に問題はない。また、入学者の多様性の確保の観点で特記すべき事項として、筋ジストロフィーの障がいを持つ院生1名が3年生に在籍していることがある。入学に際しては、当該院生の保護者及び本人と本研究科との間で、まず施設面での勉学環境につき確認作業を行った（バリアフリーやエレベーターの状況、講義室、演習室の状況等）。その結果、たとえば電動椅子が入れるように講義室の一部分のスペースを設けたり、演習室では特注の机を準備するなどの対応を採った。また、ソフト面での環境整備として、学部生や法科大学院院生の協力を得て、ノートテイクを依頼し、講義で本人がノートを取る負担を軽減するなどの措置を講じた。「医療福祉の分野に強い弁護士の養成」を一つの柱に持つ本研究科に、そうした障がいを持つ院生が在籍していることは、他の院生にとって、勉学に対する励みとなり、プラスに作用しているものと思料する。

多様な学生を確保するその他の方策として、上述したように平成20年3月に実施した転入学試験制度がある。さらに、在学中、たとえば親の介護や出産・子育て、その他特別な事情で標準在籍年数中に所定単位を取得することが困難になった学生のために、長期履修制度を用意していることも挙げられる。転入学は「法務研究科転入学試験実施要項」（閲覧資料）により実施し、「岡山大学大学院法務研究科における転入学に関する内規」（閲覧資料）により運営され、また、長期履修制度は「岡山大学大学院法務研究科長期履修に関する取り扱い内規」（閲覧資料）により運営されている。

3. 自己評定

合 3割以上か、3割未満でも適切な努力をしている。

4. 改善計画

特になし。

第3分野 教育体制

3-1-1 専任教員の数

(評価基準) 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1. 現状

(1) 専任教員の構成

教員は、22名で構成されている。岡山大学大学院法務研究科の専任教員の組織は以下のとおりである⁴⁰ (情報処理で助教1名がいる)。

分野	教授	准教授	合計
公法系	1	2	3
民事系	7	1	8
刑事系	3	0	3
基礎法学・先端科目系	2	1	3
実務系	3	2	5
合計	16	6	22

(2) 専任教員の適格性について

本研究科では、専任教員の適格性について、各教員の採用時における選考委員会において、「法務研究科における教員選考基準」(閲覧資料)、「教員選考委員会に関する申合せ」(閲覧資料)、「教授・准教授選考基準」(閲覧資料)に基づき、研究業績、教育歴、前任校での授業評価などを精査し、教授会で最終的に確認する手続を踏んでいる。

2. 点検・評価

まず、専任教員数とその学生比率は基準を充足している。また、専任教員の適格

⁴⁰ 専任教員組織編制の基本的な考え方については、添付資料⑨参照。

性及びその検証方法につき，本法務研究科では，業績公表の機会を保障すべく，実務家とともに研究会を組織し，紀要「臨床法務研究」を創刊，サポートし，最近の研究業績をホームページで公開させ，適格性についての検証を実施している。現在のところとりわけ問題があるとは思えないが，さらなる検証方法の向上を目指して努力していく所存である。

3. 自己評定

合：教員人数割合について基準を満たしている。

4. 改善計画等

現在のところ特になし。

3-1-2 専任教員の必要数

(評価基準) 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

1. 現状

(1) 当法務研究科の法律基本科目における必要教員数及び実員数

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	2名	1名	3名	2名	3名	2名	1名

(2) 科目適合性

憲法、民法（1名）、商法（1名）、民事訴訟法、刑法（1名）、刑事訴訟法の各専任教員、税法専任教員、社会保障法専任教員及び実務家専任教員（2名）については、設置審において科目適合性が認められており、現状でも業績等から問題はない。その後の新たに任用した教員及びその担当する科目については、3-1-1の（2）において言及した基準に従っているため、その科目適合性については問題がない。

2. 点検・評価

既述のように各専任教員は科目適合性の観点から適格性を充足している。また各分野毎の専任教員数も基準の必要数を満たしている。

3. 自己評定

合：法律基本科目の各分野ごとの教員数について基準を満たしている。

4. 改善計画

現在のところ規準を満たしているため、特になし。

3-1-3 実務家教員の割合

(評価基準) 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1. 現状

実務関連科目については、前述した5名の専任教員を中心に、地元弁護士会等の協力の下に多数の非常勤教員を配置した。いずれも5年以上の実務経験を有し、実務経験は十分である。また、最高裁および法務省より現職裁判官・検察官各1名を非常勤教員として派遣を受けている。

2. 点検・評価

実務家教員の要件である「5年以上の実務経験」の該当性及び割合については、3-1-1の(2)において言及した基準に従っているので問題はない。

3. 自己評定

合：実務経験を要する専任教員割合について、基準を満たしている。

4. 改善計画

現在のところ特になし。

3-1-4 教授の比率

(評価基準) 専任教員の半数以上は教授であること。

1. 現状

専任教員全員の数と、その内の教授の数は以下の表のとおりである。教授の資格要件と認定手続は、「法務研究科における教員選考基準」(閲覧資料)、「教員選考委員会に関する申合せ」(閲覧資料)、「教授・准教授選考基準」(閲覧資料)に基づき、適正に人事を実施している。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員(実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	16名	6名	22名	3名	2名	5名
計に対する割合	72.7%	27.3%	100%	60.0%	40.0%	100%

2. 点検・評価

専任教員に対する教授の割合については、72.2%なので基準を満たしている。

3. 自己評定

合：専任教員の過半数以上が教授である。

4. 改善計画

現在のところ特になし。

3-1-5 教員の年齢構成

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1. 現状

平成 20 年 5 月 1 日現在における当法務研究科の専任教員の年齢構成は、次の表のとおりである。

		40 歳以下	41～50 歳	51～60 歳	61～70 歳	71 歳以上	計
専任教員	研究者教員	4 名	9 名	4 名	名	名	17 名
		23.5%	53.0%	23.5%	%	%	100.0%
	実務家教員	2 名	2 名	1 名	名	名	5 名
		40.0%	40.0%	20.0%	%	%	100.0%
合計		6 名	11 名	5 名	名	名	22 名
		27.3%	50.0%	22.7%	%	%	100.0%

2. 点検・評価

中堅である 40 歳代が半数を占めて教員層の中核をなしており、30 歳代の若手と 50 歳代のベテランがほぼ同数でこれを挟むという理想的なサンドイッチ型になっており、61 歳以上はいないので、活力にあふれる年齢構成であると評価しえよう。また、人事に際しても年齢のバランスに配慮することになっている。したがって、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点からも現状は良好である。

3. 自己評定

A 年齢層のバランスがよい。

4. 改善計画

現在のところ特になし。

3-1-6 教員のジェンダー構成

(評価基準) 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1. 現状

当法務研究科の教員のジェンダー構成は、次の表のとおりである。

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	16名	3名	18名	67名	104名
	15.4%	2.9%	17.3%	64.4%	100.0%
女	1名	2名	3名	3名	9名
	11.1%	22.2%	33.3%	33.4%	100.0%
全体における 女性の割合	13.6%		6.6%		

2. 点検・評価

当法務研究科の教員のジェンダー構成の現状は、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から評価すると、相応の段階に達しているといえよう。

今後新任の教員の採用にあたり、さらなるジェンダー構成の改善を目指して女性教員の比率の向上に配慮していく必要がある。

3. 自己評定

B 専任教員中の女性比率が10%以上30%未満である。

4. 改善計画

ジェンダー構成の改善を目指して、ポストの増加などを大学本部に継続して要求していく予定である。

3-2-1 担当授業時間数

(評価基準) 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1. 現状

【18年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	5.13	5.13	0	0.33	0	1コマ 90分
最短	0.6	1	0	0.33	0	
平均	2.68	3.56	0	0.33	0	

【18年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	6	6.77	0	2	0	1コマ 90分
最短	1.2	2.37	0	2	0	
平均	3.24	4.09	0	2	0	

【19年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	7.13	8.2	0	2	0	1コマ 90分
最短	1.6	1.07	0	0.33	0	
平均	3.3	4.86	0	1.17	0	

【19年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	8	7.23	0	0	0	1コマ

最短	1.2	1	0	0	0	90分
平均	3.64	4.73	0	0	0	

【20年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	8	6.2	0	0.3	0	1 コマ 90分
最短	1.8	2.63	0	0.3	0	
平均	3.95	4.21	0	0.3	0	

2. 点検・評価

専任教員の担当授業時間数は平均で見ると目安となる5コマ以内となっているが、個々にみると研究者教員につき最長が8、実務家教員につき最長が8.2（平成20年度前期においては6.2と改善されている）となっている⁴¹。これは、少人数教育を実施していることと厳格な成績評価でクラス数が増え、1科目を複数の教員で担当していることにもよる。したがって、授業の十分な準備することへの支障はない。ただ、教員の授業負担を考慮すると、教員数の拡大は必要であろう。

3. 自己評定

B 授業時間数が、準備等を十分にすることができる程度であるが、改善の余地はある。

4. 改善計画

授業以外の取り組みに要する時間をも考慮し、また十分な準備をして授業を行うという点からは問題はないが、授業負担は教員にとって大きく、改善の余地がある。そのためには、教員数を増やす努力を本部相手に交渉を続け、また教員全員の認識を共通にして、相互の協力により負担分担の努力をする。

⁴¹ 算出データは、添付資料⑩参照。

3-2-2 教育支援体制

(評価基準) 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

1. 現状

(1) 人的支援体制

TA 等, 授業の補助をする者の数及び法科大学院の事務スタッフの数は以下のとおりである。

教員総数	職員総数	TA の総数
1	6	0

2008 年度より, 本研究科の教育研究を行うために必要な情報通信機器の保守運用支援をメインの業務としつつ, 法情報基礎の授業補助や模擬法廷での録画・録音などをも業務とする助教 1 名を採用した。上記の表では教員数に含まれているが, 法学を専攻している助教ではない。教育支援としては, e-Learning システム⁴²の保守及び運用支援のほか, 法情報基礎の一部担当, 実務実習科目(「模擬裁判・エクスターンシップ」「ローヤリング・クリニック」)などの運営にかかる補助にとどまる。本研究科の事務に専念できる大学の正規職員は, 大学院系の法務研究科担当 3 名である。そのほか, 研究科資料室に特別契約職員 1 名, 非常勤職員 1 名, 専門職大学院 GP 事務として特別契約職員 1 名, 非常勤職員 1 名をおく。教育補助者(TA)の制度は, 全学的にはあるものの, 本研究科は TA の概念になじまいとの理由で, 予算要求が認められていない。

(2) 施設・設備面での支援体制

法科大学院専用棟はない。教室環境や教室に設置の機器(模擬法廷に設置の機器を除く)の保守は, 施設の問題として, 大学全体(または文・法・経済学部)の管理下に行われる。教育関連の IT システムの保守管理は前記(1)の助教が行ってい

⁴² e-Learning システムは STICS (映像コメントシステム), 0-Docket (クリニック用電子カルテシステム), WebClass (ラーニングマネジメントシステム), 遠隔授業システム(基礎法学・隣接科目「法と心理学」等で使用,) 映像会議システム等を含む。

る。なお、そのうち WebClass の保守管理は特定の教員の負担となっている。

(3) 教材・レジュメ・資料等の作成・配布

授業で配布する教材・資料等は、原則として、授業担当教員自身が作成し、コピーし、配布する。コピーをする場合は、教員自身の個人研究費負担である。これらを WebClass にアップロードして配布する方式を採れば費用負担はないが、作業及び管理は教員自身が行う。また、HP にアップロードする場合は、大学院系の職員または本研究科資料室職員に依頼する。また、研究科資料室に原本を置いておき、学生自身がその負担においてコピーをするという教材配布方法もある。なお、例外的に、非常勤講師については、上記職員が教材等のコピー事務を行う場合もある。

答案等成績評価にかかる資料の場合は、法務研究科共通のコピーカードを利用できるが、作業は教員自身が行う。また、マークシート方式の小テストの採点は、助教に依頼することもできる。

2. 点検・評価

授業で配布する教材・レジュメを作成・配布は原則として授業担当教員が行う。これらの作成については、それを補助する体制はない。配布については、紙媒体での配布は担当教員または学生自身の負担（経済的にも作業的にも）となる。電子的に配信する場合、紙に印刷するコストは学生が負担することになる。

教材・レジュメ等を電子的に配信する方法により、一般的には、配布についての教員の負担は軽減しつつある。しかし、実務系科目においては、Web 上に簡単に置くことができないものもあり、必ずしもそのような方法で足りるわけではない。発足当初はコピーについては研究科全体の負担でまかっていたが、これが研究科予算を相当に圧迫したことから、2 年目以降は各担当教員の負担になっている。TA もおられないことから、教員の負担は軽くはない。

3. 自己評定

C 支援の仕組み等は、法科大学院に必要とされる水準に達している。

4. 改善計画

コピーにかかる経済的負担の解消や TA の設置、職員数の増加は、研究科予算の増加や TA 制度の導入、職員数の増加を全学に求めるほかなく、引き続き要求をしていく予定である。

3-2-3 研究支援体制

(評価基準) 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1. 現状

(1) 研究費

教員の研究費は、出張旅費等を含めて年額 25 万円である(2007 年度・2008 年度)。研究科予算の関係上、この額以上には割り振ることはできない。これ以外の研究費は、各教員が外部資金を求める以外にない。ただし、学内 COE や学長裁量経費については、毎年、法務研究科全体で予算要求をし、予算がついた場合も研究科全体で使用するという目的で応募するプロジェクトがあり(そのようにしないと研究科全体が成り立たない)、その目的内で研究予算がつく可能性がある。

(2) 研究環境

各教員には研究室が割り当てられている。また、研究室または自宅から、各種データベース(ロー・ライブラリー、レクシス、ユリス・オンライン)にアクセスすることは可能である(もともと、ユリス・オンラインはライセンス数の制限から、特定の 4 名の教員に限定される)。また、法務研究科資料室では LLI 統合型法律情報システムおよび主要法律雑誌 DVD の利用が可能である。研究のための経費も上記

(1) 記載の研究費の中から使用することになる。出張旅費や教材コピーなども含めた研究費であるため、実際には研究のために使用できる金額はわずかである。科学研究費補助金の交付を受けている場合は別として、研究図書や学会出席などにかかる旅費のすべてを、私費を使わずに研究費だけでまかなっている教員はいない。

研究科資料室に備え置かれる図書・資料は、学生の利用のみを念頭に置いて選別・購入されているため、研究に利用できる図書は少ない。法学部資料室・全学の附属図書館を利用することになる。

(3) 研究休暇制度など

いわゆるサバティカルの制度や法務研究科独自の内地研修・在外研究制度はない。研究科発足以来、専任教員が長期の内地研修・在外研究に出たことはない。科目毎の教員数からみて、教育に与える影響を考えると、実際にはその余裕はない。

(4) 紀要

論文執筆の場としては、法務研究科の紀要として「臨床法務研究」がある。法務研究科が主宰したシンポジウムや「専門家ネットワーク」主宰のセミナーの記録のほか、座談会などの企画、論説、判例評釈など、内容は多岐にわたっており、従来の法学部紀要を単純に承継あるいは模倣したというのではなく、理論と実務の架橋を意識した、法科大学院ならではの紀要となっている。また法務研究科教員も所属している岡山大学法学会が発行する「岡山大学法学会雑誌」がある（年に4回発行）。

2. 点検・評価

研究のための人的支援はなく、経済的にも十分とは言えない。

3. 自己評定

C 支援制度等の配慮が、法科大学院に必要とされる水準に達している。

4. 改善計画

現在の教育体制を維持しながら研究活動を発展させていくためには、経済的な環境や人的支援体制ももちろんだが、もっとも必要なのは時間的余裕である。そのためには教員の増員が不可欠であり、これも全学にはたらきかけ続ける必要がある。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1-1 FD活動

(評価基準) 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 取り組み体制

ア FD委員会・FD協議会 (FD懇談会)

FDに関しては、法務研究科発足時に「FD基本方針」が定められている(提出資料)。また、「岡山大学大学院法務研究科の組織及び運営に関する内規」第8条に基づいてFD委員会が置かれている(同第9条第7項:研究科長および副研究科長2名で組織)。FD委員会により、研究科の全教員が参加する全体の「教育内容・方法検討会」⁴³が開催される。

イ 科目内・科目間FD体制

各教育分野ごとの「教育内容・方法検討会」が設けられている。科目間FD体制は、複数の法律科目を横断的にまたぐ形の授業科目における授業の運営・実施を中心に、検討を行うものである。詳細は、1-2-1参照。

(2) 取り組み内容

ア FD協議会 (FD懇談会)

FD懇談会・FD協議会においては、担当授業に関する各教員からの報告や岡山弁護士会による授業参観結果報告などを踏まえて、成績評価・プロセス評価のあり方や、学生への対応(小テストなどの日程等の周知の方法など)などの検討、全体としての教員の意識確認などが行われる。ここでは教育方法やカリキュラム全体の再検討などが中心となる。そこで、個別具体的な科目に特有の事情を加味したFD活動(教育内容に関する検討)は、次の科目内・科目間のFD組織に委ねられている。

イ 科目内・科目間FD

法務研究科では、2年次以降の法律基本科目は複数の教員が、しかも研究科教員と実務家教員が共同して担当することを原則としている。法務研究科では教材も手

⁴³ その通称は、2006年度までは「FD懇談会」であったが、より全体の意思統一を図る意味を込めて2007年度第3回目の検討会以降「FD協議会」と呼ぶこととなった。FD懇談会・FD協議会の開催日時・内容は提出議事録参照。

作りのものを利用し、また、授業経験を踏まえて毎年度改訂していくこととしているため、教材作成作業を通じて、各科目における教育内容・教育方法を継続的に全員が参加して検討していく体制がとられている。研究者教員と実務家教員が共同して行う科目では、理論と実務の相互理解もはかられる。教材作成という具体的な目的があるため、お互いの役割分担まで含めた詳細な意見交換・検討が行われる。刑事系には担当教員が1人の科目もあるが、派遣検察官に授業を担当していただくための打ち合わせ時期、授業担当期間や成績評価の時期における連絡や検討は密である。授業は、毎回の最低到達ラインを共通化し、クラス間での進度も合わせる必要があり、お互いの担当クラスの情報交換する必要もあることから、科目内での担当教員間の検討は頻繁に行われる。詳細は、1-2-1 参照。

ウ 授業参観－教員間の相互参観

教員間の相互の授業参観は、研究科発足以来、FD 委員会を通じて各教員に呼びかけてきた。2007 年度以降、1 年度に1 回以上は自分が担当していない科目の授業の参観を義務づけている⁴⁴。授業を参観する側が、参観によって刺激を受け、自分の授業方法を見直す機会を設けるという趣旨の制度である。そこで、できるだけ自分の担当に関連しない科目を参観することを推奨している。参観後は授業参観報告を提出することになっているが、現在のところ、その内容を公開したり、全体での検討の素材とすることはしていない。報告内容も、参観の事実が明らかになる程度のものでよいこととしているが、授業の問題点や改善点を指摘するものよりは、授業のよい点や自らが取り入れたい点などを記述する方が望ましいということにしている。このように、あくまで自己研鑽のための制度であり、参観をどう活用するかは各教員に委ねられているが、何でも開示させることによって自己研鑽を強制するものでなくてもよいと考えている。授業参観は事前の通知なしに行ってもよいものとしているが、実際には事前に参観予定授業の教材等を受け取って目を通してから参観に臨むケースが多いようである。

なお、授業参観制度は、全学的に行われている人事評価システムと連動させ、参観者にポイントが加算されることにしている。

エ 授業参観－外部者による授業参観

外部者による授業参観については、2004 年度以降、岡山弁護士会の法科大学院支

⁴⁴授業参観の成果については、添付資料⑩参照。

援委員会を通して授業参観を依頼し、実施されてきた。詳細は、1-2-1 参照。なお、2005年6月に実施した模擬裁判においては、岡山地方裁判所の裁判官に参加していただき、貴重なコメントをいただいた。個別の研究会などを通して岡山地裁や広島高裁岡山支部の裁判官の方々には授業参観を依頼してきている。さらに、検察官や裁判所組織への依頼・交渉を検討している。

オ 学生による授業評価

教務委員会が、各学期毎に学生による授業評価アンケートを実施している。詳細は、4-1-2 参照。また、FD 委員会では、前期中⁴⁵に、学生との懇談を実施し、学生の意見・要望を直接聴いている（全教員に参加の機会がある）。その結果を、FD 委員会で検討し、是正・改善の必要があると判断した場合、該当教員と協議している。個別に協議する必要まではないと判断されても、FD 協議会（FD 懇談会）で一般論として問題提起をする場合もある。結果は、各教員にはFD 協議会で報告している。また、平成18年度、19年度には、新司法試験後、受験体験を踏まえて修了生から教育内容、方法について意見を聴く機会を設けた。

カ 外部研修

平成15年から16年にかけて、岡山弁護士会の協力の下、研究者教員の実務研修を実施した。また現在、岡山パブリック法律事務所が附設法律事務所として支所を開設したが、その業務の一つが研究者教員の実務研修となっており、組織的に取り組める体制をとっている。教員を外部へ派遣しての研修としては、司法研修所や教育内容・方法に関するシンポジウムへの参加がある⁴⁶。

2. 点検・評価

FD 活動については、その実施について明文規定が置かれ根拠が明確であり、FD 委員会が責任主体とされているなど、組織として重視している。また、全体でのFD 協議会と各科目内・科目間FD 活動の二本立てで取り組んでいる。

FD 協議会は、研究科発足以来、継続的に開催しており、教員の出席率も良好で、さまざまな教育に関するテーマを議論してきており、教員の啓発に効果を発揮して

⁴⁵平成16年7月28日、平成17年7月13日、平成18年7月5日、平成19年8月8日、平成20年7月16日に実施。

⁴⁶ 詳細は、添付資料⑩参照。

いるといってよい。教務委員会との連携もうまくいっている。科目間FDは、科目により実施状況が異なる。公法系科目においては、科目間FD活動は系毎のFDに近くなる。他方、民事法系科目では、民法と民事訴訟法の科目間FD活動、商法と民事訴訟法の科目間FD活動があり、それぞれに複数の実務家教員も参加していることによって充実しているが、民事法系全体のFD活動には至っていない。

教員相互の授業参観については、より実効的になってきている。また、外部者による授業参観は、制度化できた。学生による授業評価アンケートとは別に、FD委員会（執行部）で学生との懇談会を実施してきたことも評価されてよい。学生アンケートや学生との懇談会、あるいは日常的に学生と接する中で出された意見・要望などについては、FD協議会の場を通じて、あるいは執行部と当該教員で話し合うなどして、授業担当教員にフィードバックをしている。

3. 自己評定

A FDの取り組みが質的・量的に見て非常に充実している。

4. 改善計画

科目内・科目間FD活動のよりいっそうの活性化が今後の課題である。毎年度第1回目のFD協議会では、各科目担当者から各科目毎のFDの実施状況について報告を求めている。教員間の共通認識の形成が徐々に進展しているが、今後も引き続き、この方向での組織全体の取り組みを強化したい。

また、今後は、学生からの意見・要望を分析した上、教員にフィードバックし授業が目に見えて改善されていくためのより有効な方法を確立することが課題である。教員相互の授業参観についても、「FD基本方針」の実現に向けて、その実施の活発化に取り組んでいかねばならない。外部授業参観が制度化できたので、今後そのフィードバックシステムを強化することも必要である。

4-1-2 学生評価

(評価基準) 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1. 現状

岡山大学大学院法務研究科規程第4条第1項第1号に基づき、研究科発足以来、全学的に行われる共通アンケートとは別に、法務研究科独自の授業評価アンケートが実施されてきている。FD委員会と密接に連携しつつ、教務委員会が実施する。

アンケートは、平成17年度前期までは、WebClassに学生が直接打ち込む方法で行われてきた。この方法でも、学生がIDとパスワードを入力してアンケートの回答を打ち込むため、事実上記名式に近い。しかし、より責任ある回答を学生に求めると同時に回収率を高めるため、平成17年度後期の授業評価アンケートから、マークシートに記入する方法で授業評価アンケートを実施している。

アンケートの結果は集計されて、FD協議会あるいは教授会において配布される。当初、教員の個人名・個々の科目名は伏せられていたが、平成17年度前期以降は科目名等を伏せないこととし、教員へは回覧した。さらに、平成18年度後期のアンケートから、集計結果の表の作成方法を変更し、文書の枚数を大幅に減らしたことより、各教員に個別に配布することとしている。また、集計結果は法科大学院資料室に備え置き、学生に対して開示している。学生アンケート結果の利用に関しては、1-2-1を参照のこと。

以上のほか、FD委員会による学生との懇談会(4-1-1)でも個々の授業についての意見・要望が出される。また、授業評価アンケートに関しては、平成17年度の懇談会で、アンケート時期が成績発表前であり率直な意見を表明しにくいという意見があったため、以後、成績確定後にアンケートを実施することにした。

2. 点検・評価

回収率という点では100%には達しておらず、さらにこれを高める工夫をしていく必要がある。平成18年度後期から全学の授業評価アンケートも実施することとなり、学生は二つのアンケートに答えなければならなくなった。しかも全学のアンケ

ートは授業時間を利用して回答しなければならなくなっていたことから、それ以上、本研究科のアンケートのために授業時間を費やすことはできなかった（授業時間中に回答させるという方法で回収率を高めることはできなかった）。もっとも、全学との交渉を重ねた結果、再び平成 20 年度前期から全学アンケートは法務研究科に限って免除となり、学生の負担は軽減された。もっとも、全学アンケートの対象科目ではあったが、法務研究科アンケートでは対象となっていなかった科目もあり、学生による授業評価を全学アンケートに委ねてきた科目もある。平成 20 年度前期から対象科目を拡大し、後期からは、非常勤科目も含め、全学アンケートでカバーされてきた科目すべてにつき法務研究科のアンケートを実施することとしている。

3. 自己評定

B 「学生による評価」を把握し活用する取り組みが充実している。

4. 改善計画

全学アンケートが免除された代わりに、平成 20 年度より、アンケート対象科目を増加させた。また、全学アンケート免除の決定が前期中であったため、あらかじめアンケートを行うことを通知していない非常勤講師による授業科目については前期のアンケートは実施できなかったが、後期は対象科目を増加させた。

アンケート実施時期を成績確定後とする以上、具体的にいつ行うかは難問である。現在は、前期・後期をまたいで前の期の分の授業についてアンケートを行うこととしている（修了生については修了式の日）。学生の記憶が新しいうちにアンケートを行う方がよいのは当然であるが、回収率を上げる方法との関連で、実施時期・方法については継続的な検討課題である。

学生の授業評価の結果を、研究科としてどのように全体的なレベルアップにつなげていくか、あるいは個々の授業の改善に結びつけていくか、今後とも検討していく課題である。

第5分野 カリキュラム

5-1-1 科目設定・バランス

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいづれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

1. 現状

(1) 開設科目数

2007年度以降の各科目群毎の授業科目数は下記のとおりである⁴⁷。

ア 法律基本科目群	24 科目	イ 実務基礎科目群	10 科目
ウ 基礎法学・隣接科目群	9 科目	エ 展開・先端科目群	42 科目
合計	85 科目		

(2) 必修科目数 (単位数)

2007年度以降の各科目群毎の必修科目数 (単位数) は下記のとおりである。

ア 法律基本科目群	21 科目 (60 単位) (2年コースは、12 科目 (30 単位))
イ 実務基礎科目群	5 科目 (11 単位) (うち 1 科目は、2 科目のうちから選択必修)
ウ 基礎法学・隣接科目群	2 科目 (4 単位)
エ 展開・先端科目群	2 科目 (4 単位)
合計	30 科目 (79 単位) (2年コースは、21 科目 (49 単位))

(3) 学生の履修状況

2007年度修了生の各科目群毎の修得単位数の平均は、下記のとおりである。

	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	65.16	35.33
実務基礎科目	13.48	13.00
基礎法学・隣接科目	4.58	4.00
展開・先端科目	15.94	14.67

⁴⁷ 科目の詳細は、2008年度学生便覧では3～5頁に記載されている。なお、岡山大学大学院法務研究科では、発足以来「法律実務基礎科目」は「実務基礎科目」と称してきた。2006年度までの授業科目数およびカリキュラム変更の概要については、2006年度学生便覧(添付資料⑬)参照。

4 科目群の合計	99.16	67
----------	-------	----

(4) 修了要件

修了は、取得した単位の積み上げにより、3年コースの学生は計95単位以上、2年コースの学生は計65単位以上の修得により認定される(9-1-1参照)。

(5) 科目配置上の配慮・特色

法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてに必修科目を配置するとともに、必修科目以外に24単位以上(2006年度までは27単位以上)を履修しなければ修了できない制度になっている。法律基本科目の選択科目3科目(6単位)を履修したとしても、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で必修科目以外に18単位以上(ほとんどが2単位科目であるため9科目相当)、さらに履修を推奨している実務基礎科目の2科目(2単位)を加えても16単位以上(同様に8科目相当)は履修しなければならなくなっている。しかし、法律基本科目を選択科目まで含めてすべて履修したとすれば、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で29単位を取得すれば修了要件を充たすことになっている。

2. 点検・評価

授業科目は4科目群のすべてについて開設されている。また、オリエンテーションにおける履修指導を始め、各科目群で必要とされる単位が修得されるような工夫が行われている。しかし、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で29単位(2006年修了生までは31単位)を取得すれば修了要件を充たすことになっている。修了生の単位修得状況を見ると、2005年修了生(2年コースの第1期生)12名、また、2006年修了生(3年コースの第1期生)24名のうち、32単位の修得で修了した学生が、それぞれ1名ずつ存在する。次に、2007年度修了生(3年コースの第2期生および2年コースの第3期生)34名のうち、32単位以下の修得で修了した学生は13名にのぼっている。2007年度修了生は、3年次の段階において前期科目として「行政法特論」が新設され、これを履修したためと考えられる。法律基本科目の新設であり、前期科目であったため、前期のうちに修了要件をほぼ充たす単位を修得できた学生は、後期に履修登録をしていた科目を事実上放棄した(多くは展開・先端科目であると考えられる)ものと考えられる。現に、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で30単位の修得により修了した学生は前記13名のうち2

名にすぎず、他の11名は31単位以上を修得している。また、厳格な成績評価も影響を与えていると思われる。この結果、必須単位だけに力を注ぎ、できるだけ修了単位に関係ない科目は履修放棄したものと推察される。

しかし、履修登録状況は以下のようになっており、履修登録状況では、33単位以上となっている。

08在学平均履修登録単位数				
	1年次生	2年次生	3年次生	平均
A科目	28	27.38	12.15	67.53
B科目	1.68	8.03	4.83	14.54
C科目	2.7	0.36	2.08	5.14
D科目	0.06	0.21	16.75	17.02
※休学者を除く				104.23

このように2007年度修了生について特有の原因は、法律基本科目である「行政法特論」を前期科目として新設したことにより、それにより法務研究財団の認証評価基準である法律基礎科目外での33単位の修了要件化は現実に実現できないし、制度的に保障される形になっていない点には反省し、早急に改善すべき側面があると認識している。しかし、履修指導や、履修モデルの提示などにより、実際には32単位以下で修了した学生の数はほとんどいない⁴⁸。また、上記履修登録状況をみても、その点では、履修が過度に偏らないような配慮がなされているといえる。

授業の延長としての補講は、2007年度後期において、1年次授業で、商法9回、民事訴訟法1回、刑事訴訟法8回、出席の義務がない補講は、商法5回、民事訴訟法6回が行われた。しかし、1年次未修者にとっては内容上本来習得すべき項目を補修するものであって、自学自習の助けとして行っているものである。5-2-2参照。

3. 自己評定

C 全科目群の授業科目が開設されており、履修が偏らないような配慮がなされ

⁴⁸ 2005年度12名中1名、2006年度24名中1名、なお2007年度は、仮に上記のごとく「行政法特論」の影響によると推測される者を除くとすれば34名中2名。

ている。

4. 改善計画

履修指導等を通じて、学生の履修が過度に偏ることのないような配慮はしているものの、カリキュラム上、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で33単位の修得をしないでも修了できる体制になっていたことは、改善すべきと考えている。修了要件を99単位、69単位にそれぞれ引き上げる準備をしているところである。なお、この点については、中四国法科大学院教育連携事業との関係で、カリキュラム改定が予定されており、早急な改善を実施できる状況にある。

5-1-2 科目の体系性・適切性

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1. 現状

(1) 科目の体系性

本学法務研究科では、開設科目全体の相互の関連として効果的な履修体制をいかに組んでいるかという点では、カリキュラム編成上の特色をあげることができる。まず、3年標準型1年次に法律基礎科目（A法律基本科目群Ⅰ基礎科目）、2年次（2年短縮型1年次）に法律基幹科目（A法律基本科目群Ⅱ基幹科目）を配置し、それぞれ30単位を必修として課している。すなわち、いわゆる完全未修者にも対応しよう、1年次において公法系・民事系・刑事系の中核をなす法律科目を履修し、2年次において少人数クラスで編成される演習科目を履修する。1年次のうちに、実定法偏重にならないよう、「法情報基礎」「司法制度論」や基礎法学科目・隣接科目の履修が可能なカリキュラムを組み、2年次では演習形式による授業によって法的思考を醸成させることを目的とする一方、基本的実務科目も履修することとなる。2年次から3年次（2年短縮型2年次）にかけて実務科目ないし展開・先端科目を中心に履修することになる。3年次では、複数の個別科目をまたぎ、一つの事例を多面的に検討することを目的とした統合演習も配置している。

授業科目の体系性（効率的・効果的な履修に向けた工夫）について特に配慮したのは、実務科目との連携（架橋）を考慮しながら、年次進行に併せた段階的履修と授業科目の配置をとっている点である。

民事法を例にとり、本学法務研究科の工夫を説明することにする⁴⁹。

まず、1年次では、法的知識の基礎固めが中心となり、その基本的専門知識の習得にウエートを置き、実体法（民法・商法）と手続法（民事訴訟法）の講義科目を配置する。そして、同時に司法制度の仕組みや法的な情報処理に関する基本的知識・技能の習得のために実務科目（「法情報基礎」「司法制度論」）を置く。次に、第二段階として、2年次には、そこで修得した知識を基により深く事案を分析し、法的思考を展開させる能力を得るべく、実体法（民法・商法）と手続法（民事訴訟法）の演習科目を配置する。そして、この段階で、実務の理論的側面を学ぶ実務科目（「要

⁴⁹ その相関図につき、添付資料⑩参照。

件事実と事実認定の基礎」「民事訴訟実務」と「法曹倫理」を必須科目として配置し、すでに修得した法的知識を実務的に活用できる訓練をすることで、合わせて実定法理論教育で学んだことを立体的に把握することになる。この段階でのポイントは、理論実務教育と法理論教育を並置し、同時に履修させることで、その理解がより立体的かつ多面的に把握できる教育を実施する点にある。そして、3年次の最後の段階で、実務実習科目（「模擬裁判・エクスターンシップ」等）を必修的に配置し、法理論教育と理論実務教育で学んだことを、実際に活用できるかを体験させることで、これまでの学生が自己の有する専門知識及びその応用力に対する現状を認識することにより、学生の勉学意欲、向上心の喚起または刺激・動機づけを与え、実体法の立体的、現実的理解が深まり、より実践的な事案分析能力の育成を図るものである。そして、ここで得た体験的（経験的）理解をもう一度法理論教育にもどって、検証、フィードバックをすることで、法曹として有すべき質を高めるものである。そして、最後の段階である法理論教育は、実体法と手続法の統合科目とし、しかも実務家教員、実体法・手続法の研究者教員が共同で授業を実施し、法曹として必要な能力の育成を図るものである。

このように、本学の授業科目は、法理論教育と実務教育を融合させ、段階的かつ螺旋的に授業を実施する形をとり、より効率的な法曹養成をめざす形としている。

(2) 科目の適切性

養成しようとする法曹像との関係での科目の適切性については、まず医療・福祉分野については、「社会保障法」に専任教員を置き、また、民法と兼任の医事法の専任教員を置く。そのうえで、本学の医歯薬学総合研究科の協力を得るなどに加え、弁護士、医師、社会福祉等の非常勤教員の参加の上で、充実した教育を実施することができる陣容を整えている。そして、「医学の基礎」（法学でいう法学入門）など法律とは関係ない科目なども設置し、全部で10科目の特色ある授業科目を配置している。

もう一つの特色である「ビジネス法」系科目については、「経済法」および「税法」に専任教員を充てるとともに、法務研究科内の兼担および多数の実務家を含む非常勤教員の協力の下に実施しており、23科目の科目を設置している。

2. 点検・評価

開設科目全体の相互の関連として効果的な履修体制をいかに組んでいるかという点では、わが国の法を体系的に履修しうる体制が組まれており、理論教育と実務教育との架橋の側面も含めると、体系的・整合的な理解のみならず実践的な力を育みうるカリキュラムであると評価しうる。

他方、開設科目毎の効果的な履修という点でも、各教員の創意工夫ないし努力により、適切な授業が実施されている。ただし、従来型の司法試験から十分な頭の切り替えができていない学生も散見され、そうした学生には授業の真価が伝わっていない面があるかもしれないが、平成19年度より実施する新カリキュラムでは、これまでの「法情報基礎」に加えて「司法制度論」を置くなど導入科目をより充実させた。今後は、履修指導などを通してこうした学生は減少していくであろうと推測している。

課題としては、科目の適切性の観点で、とくにビジネス法関係ではより多様な科目の開講を考えるべきかもしれない。しかし、地方大学としてはかなり多様な科目は開講しており、現状では十分なものと評価できよう。

3. 自己評定

A 授業科目の開設状況が、非常に良好である。

4. 改善計画

授業科目の体系性の確保の点では、さほど問題はない。しかし、他面、近時法科大学院教育の質の確保、向上が議論され、その中で法律基本科目をより充実したものにせよとの意見が強く主張されてきている。学生の自学自習の機会の確保など様々な問題があるが、こうした議論の動向を眺めながら、より充実した形に変更する議論を、教務委員会を中心に、展開している。

また、適切性の観点では、中四国法科大学院間の連携体制を現在計画しており、それにより、より充実した形になるものと考えている。

5-1-3 法曹倫理の開設

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1. 現状

法曹倫理については、まず、独立の必修科目として「法曹倫理」という名称の科目を置いている。法曹倫理では、①弁護士倫理、②裁判官倫理、③検察倫理を取り上げる。3年コースの2年次(2年コースの1年次) 配当, 2単位科目である。次に、法曹倫理を取り扱う科目として、「民事訴訟実務」(①②を中心に)、「刑事訴訟実務」(①②③)、「刑事弁護実務演習」(①を中心に)がある。ともに3年コースの2年次(2年コースの1年次) 配当, 2単位科目である。第三に、「ローヤリング・クリニック」(①を中心に) および「模擬裁判・エクスターンシップ」(①②③) の実務実習科目でも法曹倫理が取り扱われる。これは3年コースの3年次(2年コースの2年次) 配当, 3単位科目である。

なお、法曹倫理は法曹たるためのもっとも基本的な素養であることから、これを重視し、科目としての「法曹倫理」の単位取得を、必修科目である実務実習科目の履修要件としている。

2. 点検・評価

授業の概要、計画等、開設状況に問題はない。法曹倫理については、実務実習科目においても繰り返し取り扱っており、学生間でディスカッションをさせるなど、倫理的素養を育む工夫をしている。

3. 自己評定

合 法曹倫理が必修科目として開設されている。

4. 改善計画

特になし。

5-2-1 履修選択指導等

(評価基準) 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1. 現状

(1) オリエンテーション

履修指導は、学生が一定程度の知識やモチベーションを持ち合わせていないと、一方的な説明では適切に行うことはできない。法務研究科では、発足以来、新入生および在学学生に対して、各自に必要な履修科目を適切に選択できるように履修指導を行い、また、法曹へのモチベーションを高め、授業準備の確認などを行うことを目的として、年度開始の1週間程度の期間（岡山大学入学式の前の期間）をオリエンテーション期間としている⁵⁰。

新入生に対しては、成績評価の対象となる授業が開始される前に助走期間を設け、授業にスムーズにはいっていくことも目的としている。入学前の必読文献の指定と併せて導入的な授業を受けることで、履修指導の時間に行われる説明に臨場感を持たせている。また、実務家教員による導入授業を設け、法曹へのモチベーションを高めている。在学学生に対しては、新年度授業への準備の確認のほか、(守秘義務をはじめとする)実務実習科目の履修に際しての留意点の伝達とともに、履修指導の時間を設け、専任教員の授業については選択科目ガイダンスを実施している。なお、3年次生向けにはクリニック入門の時間を設け、倫理的な素養の涵養にも務めている。なお、法曹による講演会は、全学年が聴講する。

2006年度以降は、入学前に読んでおくべき必読文献を指定し、それについてオリエンテーション時に簡単な確認テストを実施することを予め事前に示して、入学前の自学自習に努めるよう誘っている。また、入学前ガイダンス⁵¹も、よりよい法曹への意欲を高めることを目的とする企画である。

(2) 履修モデル

履修モデルは、HP、学生便覧及びガイドブックに、「医療・福祉を専門とするローヤーを目指す学生」向け、「ビジネス・ローヤーを目指す学生」向け、「刑事事件を

⁵⁰ 添付資料⑮参照。オリエンテーションの実施内容(平成20年度)については、添付資料⑯参照。

⁵¹ 添付資料⑮参照。

専門とするローヤーを目指す学生」向けの 3 パターンを掲載している⁵²。オリエンテーションにおける履修指導の際に補充説明をしている。学習アドバイザー制度については、8-2-2 参照。

なお、学生便覧には、本研究科における教育方針を、年次を追って理解できるよう、各年次と各科目群の関連を図示しており⁵³、必修科目の授業展開（どの学年にどのような科目が配置され、履修できるようになっているか）も示している⁵⁴。

（3）学生の履修選択状況

学生の履修選択は、単位習得状況確認表（個人情報であり、閲覧資料）で確認でき、履修登録は、概ね履修モデルに従ってなされている。なお、5-1-1 も参照。

2. 点検・評価

新生、在学学生とも、年度開始時に履修カリキュラムを全体的に把握し、本研究科で提供される科目のあらましを理解できる。この結果、学生は、新学期の授業に効果的かつスムーズに入っていくことができ、法学未修者も自分がどのような科目を受講するのか、またその科目はどのような内容を持つものなのかが分かる仕組みになっている。また、履修モデルを示した学生便覧や詳細なシラバスは、オリエンテーションでは不十分な当該科目に対する履修方法、内容、概要等を知る資料として、重要な役割を果たしている。本研究科における履修指導は、学生に対し、適宜かつ適切に情報を伝達できるようになっているものと思料する。

3. 自己評定

A 履修選択指導が、非常に充実している。

4. 改善計画

概ね学生に対する履修指導は良好であると思われるが、なお改善の余地がないわけではない。オリエンテーション期間で伝達できる情報量には限りがある。今後は、合格後、入学前の 3 ヶ月を有効利用する方向で、より効果的な手段を開発していきたい。

⁵² 2008 年度学生便覧 25 頁以下、2009 年ガイドブック 4 頁など参照。

⁵³ 2008 年度学生便覧 21 頁以下参照。

⁵⁴ 2008 年度学生便覧 23 頁以下参照。

5-2-2 履修登録の上限

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

1. 現状

各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数は、36単位を上限としている。ただし、在学の最終年度にあつては、42単位を上限とする。学期毎の上限は設けていない。この結果、3年コースの学生が3年間で履修できる単位の上限は114単位、2年コースの学生が2年間で履修できる単位の上限は78単位となる。週1コマ(1時間30分)15回の授業で2単位としている。いずれも法務研究科発足以来、変更していない。授業の延長としての補講は、2007年度後期において、1年次授業で、商法9回、民事訴訟法1回、刑事訴訟法8回、出席の義務がない補講は、商法5回、民事訴訟法6回が行われた。

2. 点検・評価

履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであり、修了年度の年次は42単位としていることから、問題はない。補習については、いずれも1年次科目(法律基本科目)のいわゆる下三法であり、科目の特性や学生(とりわけ純粹未修者)の理解との兼ね合いで言えば、自学自習の時間を奪うというより、むしろそれを助けるものである。もっとも、法律基本科目群の科目数の設定に関する全国的な議論などを見据え、柔軟に対応していく準備はある。

3. 自己評定

合 履修単位数上限が36単位、44単位以下であるか、超えていても合理的な理由がある。

4. 改善計画

1年次における補習の是非については、引き続き検討する。それ以外は特になし。

第6分野 授業

6-1-1 授業計画・準備

(評価基準) 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

1. 当該法科大学院の現状

(1) 授業計画

本研究科においては、当初は、開設科目のシラバスを「法科大学院履修要覧・講義要覧」に記載して配布していたが、現在は、前年度の3月に、Webサイトにおいて公開している。この他、教育支援システムにおいても確認することが可能である。シラバスには、統一の様式にて、授業科目の概要、達成目標、教材、授業の方法、成績評価の方法、授業計画、備考の記載欄が設けており、適切に記載できるようにしている。また、科目によっては、これとは別に、授業開講段階もしくは授業の途中に、より詳細な授業内容や進行予定(シラバス変更)等を記載したレジュメが、別途文書あるいはWebサイトで配布又は公表されることがある。その際には、学生に周知徹底して学習に支障を来さないように配慮している。

本研究科においては、特に演習において、クラス分けによる少人数教育に特色があり、クラス間でばらつきがないようシラバスに添った教育が重視され、科目毎に実施されているFD等において、教員間で絶えず確認している。また、統一的・体系的な履修を実現するため、基本科目と実務科目間においても、相互にシラバスを確認するようにしている。

(2) 教材・参考図書

本研究科の教育における特色は、教材作成にある。つまり、教材については、可能な限り、独自に開発、作成した教材を使用し、既製品の教科書、判例集に依拠しない、手作りの授業を教材作成段階から実践することを目標としている。このように、教材開発段階から主体的に教員が関与することは、教える側である教員自身が、当該テーマに関する知見・理解をより深めることができ、教わる側にとって、どこが理解困難な箇所かを自ら確認、検証できるというメリットがある。そして、そこで確認できた問題点は、実際の授業に反映でき、より分かり易い授業展開を可能に

することとなる。また、いずれの学年においても、事前教材の配布、授業時の資料等の配布、プレゼンテーション用ソフトの利用などにより、何を目的とした授業かを学生に明確に伝達するとともに、視覚的にも授業内容を理解しやすく定着しやすいよう工夫している。

(3) 教育支援システム

本研究科においては、コンピューターネットワークを利用した教育支援システムを活用し、「教員からのお知らせ」において、教材やレポート課題、各レジюмеを提示している。また、新入生のみならず、2年次生、3年次生に対しオリエンテーションを実施し、学生に教育内容、方法、履修モデル等についての説明を行う。未修者1年次生に対しては法学入門をはじめとする各科目の入門講義および事務説明、履修指導、図書館ガイダンスなどであり、また既修者1年次生を含む2年次生、3年次生には新司法試験解説、履修指導、その他科目のガイダンスなどが行われている⁵⁵。

2. 点検・評価

統一様式によりシラバスが作成され、シラバスに記載された授業計画も、教員間におけるFDにより十分に練られている。また、教材も効果的な履修のために適切に選択されている。教員の側は、シラバスに添う形で効果的な授業準備を行い、学生も事前に有効な予習を行うことが可能となっている。また、科目によっては、適時に配布されるレジюме等や、あるいは学習支援システムにより公表される「教員からのお知らせ」において、シラバスを補充するものになっている。また、変更・修正があった場合には、速やかに学生に周知する方策がとられている。もっとも、シラバスの内容及び記述量においては、各科目・教員間においてばらつきがあり、改善すべき点の一つである。

3. 自己評定

A 授業計画・準備が質的・量的に見て非常に充実しており、完成度が高い。

4. 改善計画

各科目・教員間におけるシラバスの記載内容については、学生の効果的な授業準備という観点から、さらに統一を図り、質的にもより一層の充実が必要である。そのため、教授会やFDを通して、シラバスに関して改善方針が検討されている。

⁵⁵ 5-2-1 参照。添付資料⑩参照。

6-1-2 授業の実施

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

1. 当該法科大学院の現状

開設科目ごとの効果的な履修という点では、1年次においては事前の予習事項を明確にした上で講義形式・双方向形式を適宜織り混ぜながら授業を行って基本的な考え方の筋道を理解させる一方、レポート課題などを出し、基本知識の習得、ライティングの能力の向上にも努めている。2・3年次においては、演習形式の双方向・多方向授業を実施し、法的コミュニケーション能力を培うとともに、適宜レポート、小テストを課し、基本知識の定着等の確認を行っている。

授業方法として、講義形式の授業は、単に教員サイドからの一方的な法理論の解説だけでなく、当該法理論がどのように判例や法実務に生かされているか、また適用されているのかを確認させるため、受講生を適宜、指名して発言させ、抽象的な法理論を分かり易く理解できるよう工夫している。また、演習形式の授業は、演習参加者が多方向で自由闊達に発言をし、当該テーマに対する問題点や重要点を理解できるような方法で授業展開している。その際の発言内容はもちろん、教員が当該テーマに関して問題となる基礎概念、基礎理論等を予め質問し、適切に回答できるかをチェックし、それを評価対象とする。事案分析能力、ライティング能力を会得させるため、論述形式でレポートを提出させる演習やディベートにより議論能力を向上させる工夫を行っている科目もある。

期末試験も単に答案を提出させて終わりとするのではなく、科目ごとに講評を行い、当該問題の問題点は何か、それに対する判例や学説はどのようになっているか、どのように問題を解決すればよいかを、改めて確認できるようにしている。この講評は、毎期の定期試験終了後試験を行った基本科目の教員が義務的に提出し、学生に向け公開されている。また、期末試験終了後に、個別に教員の研究室を訪ねて自己の答案の書き方はどうであったか質問しにくる学生もおり、そうした学生に対し、全教員が懇切に書き方のアドバイスを行うことにしている。なお、基本科目の個別内容等については、添付資料⑰を参照。

本研究科では、2年次演習クラスにおいて、学生の勉強の進捗状況を考慮して、

その段階に応じてクラスを編成するグレード制を導入している。グレード制の導入により、教員にとって学生の進度に応じたきめ細かな教育を行うことを可能にすることができ、学生の側も、自分の勉学の進度に合った学習効果を期待できる。

2. 点検・評価

講義形式、演習形式とも、単に期末試験の結果それだけからではなく、上記のような授業方法を通して、学生の思考論理過程をできるだけ検証し、それを評価に組み入れるようにしている。まさに、法科大学院において実施されるべき理念型としての、プロセスを重視した授業展開ができていたものと思料する。「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」についても、添付資料⑰に記載のとおり、効果的履修ができるような態様、方法で授業は実施されている。

開設科目全体の相互の関連として効果的な履修体制をいかに組んでいるかという点では、わが国の法を体系的に履修しうる体制が組み立てられており、理論教育と実務教育との架橋の側面も含めると、体系的・統合的な理解のみならず実践的な力を育みうるカリキュラムであると評価しうる。平成18年6月にカリキュラム検討会議を立ち上げ、平成19年度より新カリキュラムをスタートさせた。その柱となるのは、行政法科目を増やした点、実務教育の拡充（必須科目数の増大）、2年次演習における習熟度別クラスの導入である。

3. 自己評定

A 授業が、質的・量的に見て非常に充実している。

4. 改善計画

双方向の授業方法については、基本的に各教員が工夫しながら進めているが、確かに教員の間でもその有効性について意見が分かれていることもあり、より教員全体で効果的に実施されていく工夫を追及していく。また、現在、中四国法科大学院の教育連携事業を平成20年度から実施することになっており、この連携教育によりカリキュラム等若干変更が予想されるが、授業内容等が適正に実施されるように工夫していく。レポートの添削については、教員の負担も重いので、今後の課題である。パワーポイントを用いた授業は、使い方によっては内容理解を向上させるのに有効であるが、現状では一部の教員のみが実施しているにとどまり、個々的には改善の余地がある。この点も連携事業との関連で工夫していく予定である。

6-2-1 理論と実務の架橋

(評価基準) 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

1. 当該法科大学院の現状

(1) 理論と実務の架橋の意義

「理論と実務の架橋」は、法科大学院の教育理念でもあり、要請されている最重要課題である。法科大学院教育は「理論と実務を架橋する」教育を目標として掲げたが、しかし、それがあべき法曹像にとって具体的にどのような教育を実施すべきかについては、手探りの状態のままである。特に、各基礎科目の教育内容を実務とリンクさせて、どのレベルまで教授すべきかについては、その確定及び標準化は未だ十分になされていない。この問題の解決のためには、研究者教員と実務家教員の連携が不可欠である。そこで、本研究科は、以下の三つの授業対応を行っている。

①実務家教員と研究者教員との共同教材作成、②科目横断的授業、③シミュレーション教育と実務実習を連動させた実務教育である。なおこの点については、1-4-2参照。その実施については、特に、「専門家ネットワーク」と「附設法律事務所」を活用し、研究者教員と実務家教員が協働して教材開発から授業の実施、成績評価までを行うことを基本とする。そのためには、特に科目間FD活動を実施し、研究者教員と実務家教員による共同授業の実施体制が重要となる。

①については、公法、民事法、刑事法の各分野で、教育内容・教材作成・教育方法について、実務家教員と研究者教員が共同で検討する機会(教育内容・方法検討会、科目間FD)を設けて、相互理解を深め、情報等の交換を行いつつ、継続的にこれらを研究・検討している⁵⁶。②については、平成17年度から、科目横断的な授業として、「公法総合演習」と「民事法統合演習」が開講されている。ただ、テーマを共通させた科目横断的な授業は、担当教員の転出等により、ここ数年間できてない点は、改善の余地がある。③については、附設法律事務所⁵⁷及び「専門家ネットワーク」を活用して実施している⁵⁸。

⁵⁶ 教材作成については、ロースクール研究 NO. 10(2008)55 頁以下など参照。

⁵⁷ 平成17年3月には大学内に「岡出リーガルクリニックいちよ並木法律事務所」が、そして継続して、平成19年4月からは「弁護士法人岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所」が附設事務所として活動する。

⁵⁸ 詳細は、「専門家ネットワークと法科大学院教育」岡山大学臨床法務研究第1号(2006)7~20頁、「資料・岡山大学法務研究科における実務教育の特色」同第1号(2006)178~181頁、「法科大学院での民事模擬裁判における教材共同利用」同第3号(2007)11~21頁など参照。

2. 点検・評価

理論と実務の架橋については、FD活動によりその達成度の検証を行っている。「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」の点は、概ね目標どおりに運営されている。「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」は、基本的に必須科目で実施されており、すべての学生が履修する形となっている。ただ、上記②の点は、共通の題材を複数の科目で教材として使用し、その領域独自の視点から検討した後それをネットワーク・セミナーで総合的に議論するという形態の授業が十分ではなく、これまでの反省を踏まえてさらに完成度の高いものとするのが課題として残されている。本研究科の特色である「専門家ネットワーク」と附設法律事務所の拠点機能を活用した「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」は、十分な成果を挙げている。

3. 自己評定

A 理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て非常に充実している。

4. 改善計画

共通題材を用いた横断的授業は、授業計画の過程での議論を活性化する。「専門家ネットワーク」及び附設法律事務所との有機的連携については、平成19年4月から、弁護士法人岡山パブリック法律事務所が岡山大学内支所を開設し、新たな学内事務所として活動を開始する運びとなった。公設事務所が大学内に支所を開設するのは、全国的に初めてと思われるが、今後は、実務教育や教材作成での連携を強化するのみならず、研究者教員の研修受け入れ、地域のプロボノ活動との連携などの新たな試みを行い、さらに教育面での連携を充実させたい。また、中四国法科大学院の連携教育の点でもこの「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」をいかに効果的に実施していくかを検討していくことにしたい。

6-2-2 臨床教育

(評価基準) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1. 当該法科大学院の現状

(1) 臨床教育科目の目的と教育ツール

法科大学院教育における目標である「理論と実務の架橋」につき、本研究科では、それは「研究者と実務専門家の協働の下でしか成り立たず、しかも法律専門家以外の専門家も含めた協働が必要である」との認識から、実務教育も、社会紛争の解決という視点からすれば、現実の紛争は法律問題だけでなく様々な問題が立体的に絡み合っており、法的解決だけでなく、他の解決案も要請されているとの認識の下に考えていく必要がある。したがって、学生を法曹として育成していくためには、そのような総合的判断能力を育成することが不可欠になる。そのための手段として、本法務研究科では①「専門家ネットワーク」、②「附設法律事務所」、③「IT教育ツール」を活用する⁵⁹。

(2) 三段階の臨床教育科目システム

本研究科は、以上の基本となる三つの教育ツールを活用して、教育システムを構築し、「理論と実務の架橋」を目指した教育を実施する。その主眼である臨床教育の実践は、「専門家ネットワーク」と附設法律事務所を活用した次の3段階の教育システムを経て行われる。すなわち、(ア) シミュレーション教育、(イ) 実務実習教育、及び(ウ) 実習報告会とネットワーク・セミナーでの理論教育の三段階の教育で、「理論と実務の架橋」した法曹育成教育システム構築をめざしている⁶⁰。それゆえ、臨床科目は、「ローヤリング・クリニック」(3単位)、「模擬裁判・エクスターンシップ」(3単位)である⁶¹。その履修人数と単位取得人数は、別表参照⁶²。

(3) 守秘義務への対策及び損害賠償保険への加入

⁵⁹ 詳細は、「専門家ネットワークと法科大学院教育」岡山大学臨床法務研究第1号(2006)7～20頁、「資料・岡山大学法務研究科における実務教育の特色」同第1号(2006)178～181頁、「資料・岡山大学法科大学院におけるIT教育ツールについて」同第1号(2006)171～177頁、「法科大学院での民事模擬裁判における教材共同利用」同第3号(2007)11～21頁、など参照。

⁶⁰ 詳細は、資料・岡山大学法務研究科における実務教育の特色」同第1号(2006)178～181頁参照。

⁶¹ なお、臨床科目については、以下の文献でその吉野「岡山大学法科大学院における民事模擬裁判の実践と課題」岡山大学臨床法務研究第2号(2007)1～14頁、吉野「岡山大学法科大学院におけるエクスターンシップの実践と課題」岡山大学臨床法務研究第4号(2008)1～10頁、榎本「岡山大学におけるクリニックの紹介」岡山大学臨床法務研究第2号(2007)15～26頁、井藤「岡山大学法科大学院におけるローヤリング・クリニックの実際」岡山大学臨床法務研究第6号(2008)掲載予定。

⁶² 添付資料⑩参照。

4月の初旬、模擬裁判・エクスターンシップ、あるいはローヤリング・クリニックの開講前に、ガイダンスの機会が設けられている。そこでは、実務家専任教員から「学生実務実習規則」⁶³について説明され、特に、守秘義務の厳守を指示し、仮に義務違反の場合は退学を含む厳重な処分が科せられるおそれのあることを告知している。なお、実務科目の受講にあたっては、保険加入が義務づけられている⁶⁴。

2. 点検・評価

本研究科において、臨床科目について法令遵守、依頼者利益の確保、実習先での規律維持等必要な事項について万全の措置がとられている。そして、学生、教員スタッフ等は、前記規則の精神とその遵守の必要性を十分に自覚して実習等に臨んできており、一度として関係者、依頼者等から危惧の念が表明されたこともない。したがって、臨床科目を適切に開設するという目標は、完全に達成、実現されていると認められる。臨床科目の実習体制等の現状は前記のとおりであり、教育体制とその方法について最大限の教育効果が得られるよう極めて注目すべき工夫がされている。また、模擬裁判等でティーチング・マニュアル⁶⁵も作成し、より限られた時間のもと効率的かつ最大限に教育効果を発揮する工夫を行っている⁶⁶。

3. 自己評定

A 臨床科目が、質的・量的に見て非常に充実している。

4. 改善計画

実務実習教育においては、相談事件等実習に適した多様な事件が豊富に確保されることが必要である。広報等により、クリニック実施に支障のないよう事件を確保すべく努力を行ってきた。引き続き実施する。また、中四国法科大学院連携でもその結果を活用できよう改善していく。教材のデータベース化等を通じた実務ネットワーク利用型法曹養成システムをより充実させるほか、授業での学生へのフィードバックにもより利用していくことが課題であろう。

⁶³ 2008年度学生便覧 54頁参照。

⁶⁴ 2008年度学生便覧 36頁参照。

⁶⁵ 『民事模擬裁判ティーチング・マニュアル（初級編）』（2008・慈学社）、刑事ローヤリングティーチング・マニュアル（非買品）岡山大学作成。

⁶⁶ なお、平成18年3月10日に名古屋大学で行われた、模擬裁判対抗戦で、岡山大（原告側）が勝訴し、高い評価を受けたのは、本研究科の臨床教育の成果の表れでもある。さらに平成18年度に実施された日弁連・法務研究財団による法科大学院認証評価・トライアル評価でも、当研究科の臨床教育・実務教育は、高い評価を受けた。

第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成

7-1-1 法曹養成教育

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

1. 当該法科大学院の現状

(1) 法曹に必要な資質・能力の設定

本研究科における『より良い法曹』とは、「地域に奉仕し、地域に根差した法曹」、特に「司法過疎地域や社会的弱者などに目を向けた人権感覚豊かな法曹」を意味し、本研究科が「養成目標とする法曹像」は「依頼者の苦しみや悲しみを感じ取り、依頼人とともに紛争を適正に処理する能力を有する法曹」である。そして、本研究科は、そのような法曹であるために「必要な資質や能力」として、①責任感・倫理観、②法的分析・事実認定能力、③法事実調査能力、④コミュニケーション能力の4つを掲げ、とくに「実務教育」を「より良い法曹育成」のために最も重要視すべきものの一つと考え、前記4つの能力を育成しようとしている。

(2) 法曹に必要な資質・能力の涵養の方法・カリキュラムへの展開

①責任感・倫理観の涵養の方策

当該法科大学院では、地域に根ざした法曹の育成を掲げ、そのために、地域の実情を見据えたうえで、倫理観、人権感覚、社会的正義観念の涵養を主要な教育目標とし、従来の実務教育、大学教育で欠けていたところの、人間として「信頼」にたり得る人材の育成を行う。そのためのカリキュラムとして、実務基礎科目において、(ア)「法曹倫理」を2単位必修としている。しかし、これだけでは不十分のため、(イ)基礎法学・隣接科目により、その歴史的・比較的視点を学ばせる。(ウ)「ローヤリング・クリニック」や「模擬裁判・エクスターンシップ」で実践的な倫理教育を施す。また、「無料法律相談」を定期的で開催し、プロボノ活動への意識を涵養している⁶⁷。(エ)他の専門科目でもこうした観点を論じる。また、(オ)カリキュラムとは別に、外部講師などによる「特別講義」を開催する⁶⁸。これらを有機的に関連させながら、人間としての「信頼」にたり得る法曹育成を目指すとしている。

⁶⁷ 添付資料①参照。

⁶⁸ 添付資料⑧参照。

②法的分析・事実認定能力の育成

民事・刑事の裁判実務全般について、民事及び刑事の基本科目との有機的な関連性に配慮しつつ、基本的な知識の習得と実務に即した理論の理解が教育目標の中心となる。そこで、本研究科は、そのために必要なカリキュラムとして、「要件事実と事実認定の基礎」を2単位必修とし、「民事訴訟実務」、「要件事実・民事法演習」を各2単位、「刑事訴訟実務」「刑事弁護実務演習」を各2単位とした。さらに、「クリニック」「エクスターンシップ」の効率的かつ有効な実践のために、岡山大学内の附設法律事務所を設置する一方で、「ローヤリング」「模擬裁判」では、名古屋大学で開発されたSTICSを利用するなどして、法的分析・事実認定能力の育成を補完している。

③法事実調査能力の育成

基本的には「法情報基礎」で実施する。この科目では、法令、判例、学説等の探索・整理・分析の技法、判例の意義、読み方など法曹として最も基本的な専門技能を学ばせる。教育的見地からは、法科大学院の講義のはじめに集中して学ばせた方が良いとして、3年標準型1年次(2年短縮型1年次)前期に配置している。ただし、1単位の選択科目である。なお、この能力については、すべての科目でその育成を反復的に行っているとされている。

④コミュニケーション能力の育成

演習科目等の通常の双方向、多方向の授業により、この能力の育成を考えているとされているが、特に、実務実習科目で意識的に育成実施を行っている。「ローヤリング・クリニック」「模擬裁判・エクスターンシップ」は選択必須科目である。

2. 点検・評価

実務家専任教員を中心に意欲的に教育に取り組んでおり、とくに、実務実習教育は、学生に緊張感を与え、自覚をうながすなど、本来的な法曹育成システムとして期待通りの機能を示している。

3. 自己評定

A 法曹養成教育が、質的・量的に見て、非常に充実している。

4. 改善計画

6-2-2で指摘したような改善を実施していく予定である。また、教員、学生が共通認識を有するよう、継続的にFD活動を実施していく。

第8分野 学習環境

8-1-1 施設・設備の確保・整備

(評価基準) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1. 現状

法科大学院の専用棟はない。教育の実施や学習に必要な施設・設備は下記のとおりである。

(1) 講義室

優先使用講義室数 1。講義科目の実施にあたっては、文化科学系総合研究棟（以下、「総合研究棟」という。）2階共同研究室を他部局と共同で使用している。100名程度の収容が可能であり、1年生の講義科目を中心に利用している。このほか、文・法・経講義棟内講義室も使用可能であるが、他部局との調整が必要である。

(2) 演習室

使用可能部屋数 6。2年次以降の提供科目の中心となる演習実施にあたっては、総合研究棟2階演習室を他部局と共同で使用している（定員は24名。ただし、1室は16名、また、障がいある学生専用の机を置いている場合は23名）。

(3) 模擬法廷教室

部屋数 1。以前、倉庫としていた部屋を代用している。

(4) 自習室（修了者への支援を含む）

収容人員 162名分の自習室（6室）を確保している。一部を除きキャレル型ではないが、対面との仕切りや机の配置を工夫して、できるだけ集中できる環境になるよう配慮している。また、修了生については、「法務研修生」という制度を新設した。希望者には、4月から5月までの間、無償で施設の利用を認めており、「法務研修生自習室」として2室を用意した。6月以降は、施設使用料を徴収して、有償で法務研修生自習室1室の使用を認めている。

(5) 資料室

総合研究棟4階に資料室及び資料閲覧室を設置している。資料閲覧用として10席が設けてある。また、本研究科の学生は、法学部資料室の雑誌等を利用できる。

資料室の蔵書等詳細については、8-1-2 参照。

(6) 情報実習室

資料室から行き来できる情報実習室を設置しており、30 台の端末を設置している。また、プリンター2 台を設置している。

(7) クリニック室

クリニック室は専用の部屋が 3 室あるほか、ロールプレイ用に、研究科長室、非常勤講師控室や附設法律事務所の執務室を利用するなどの工夫により、6 室を利用できる体制を整えている。クリニック室には、いずれも不測の事態に備え、緊急支援のブザーなどの安全確保の設備が備えられている。

(8) 教員研究室等

専任教員の研究室は 2 室不足している。1 室は演習室を転用し、応急的に研究室として使用しており、また、1 室は完全に不足の状態、助教は資料室内において教育・研究を行っている。専用会議室はない。

(9) その他

学生用ロッカーは人数分準備されている。また、法科大学院生の議論の場として 4 階ロビー内にディスカッション・ゾーンを設けている。

質の高い教育を効率的に実施するために、電子カルテ作成システム O-Docket、映像コンテンツ活用教育システム STICS、WebClass を整備している。前二者は、クリニックや模擬裁判のほか、「医療福祉研究（ネットワーク・セミナー）」でも活用されており、WebClass は、資料配布や確認テスト等に使用されている。これらの使用方法は、1 年次に法情報基礎で説明するほか、資料室職員や情報担当助教による支援を適宜得ることができる。

2. 点検・評価

講義室として使用している共同研究室は、そもそも各種の研究会や集会などを実施するために設置されたものであり、ホワイトボードを前方にして縦長の構造になっている。そのため、多人数の講義には非常に使いにくいのが現状である。少なくとも、階段教室化などの改装が必要である。演習室の定員は 24 名である。本研究科は 1 学年 60 名定員であり、1 クラス 20 名を上限として演習クラス分けを実施している。学生がたくさんの資料を広げると、やや窮屈な感がある。なお、講義室（共

同研究室) および演習室とも、文・法・経済の各学部、また社会文化科学研究科との共同使用であり、自由に時間割を組むことができない。また、時間帯によっては演習の延長ができない、その場で質問を受けることができないという難点がある。

模擬法廷教室は、2009年春を目途に導入されることになっている裁判員裁判に対応しておらず、傍聴人のスペースが充分ではない(現状9席)。**自習室**については、附属図書館を利用したり、自宅での学習を好む学生もおり、現在は在籍者数(自習室利用者数)に見合う数の座席が確保されているが、平成20年度には最大で約55名の修了者を出し、その相当数が法務研修生として在籍することを考えれば、自習室はなおも増設する必要がある。また、自習室は、学習および討論の拠点となるところであるが、現在、自習室は1箇所を集約されておらず、いわゆるタコ足となっている。このことにより、学生同士の討論・コミュニケーションや資料室利用の利便性に難があり、その集中化を含めた自習室の充実、確保が必要である。なお、当該研究棟は法科大学院専用棟ではないため、法務研究科に管理権限はなく、使用時間等を定める使用規則の改正権限もないので、必要に応じて管理部局との「折衝」により改善を要求している。

資料室は、授業の準備など各種文献の検索や閲覧などを行っているが、ソフト面では必要不可欠な書籍を購入するだけの潤沢な資金がなく、書架には空きが目立つ。また、平成18年度には検索用PCは4台から6台に増設したが、まだ充分とはいえない。さらに、設置しているパソコン、プリンターの使用頻度過多及び老朽化により、故障が頻発しており、その修復費用の負担が大きく、また新規の設備を配置する予算枠がない状態である。これに隣接する**情報実習室**では、学生は各種の検索、調査、成績の閲覧などを行う。しかし購入時期は相当以前(平成16年3月)であり、機器の更新と増設および増設スペースの確保は依然課題として残されている。

クリニック室については、当初の予定では、4部屋クリニック室を開設する予定であったが、1部屋学生自習室としたため、現在、3部屋しかない。研究科長室などは、ロールプレイでは利用できるが、法律相談等、実際の市民とのクリニックでは部屋として不向きであり(安全装置の設置もできない)、依然として課題は残されたままである。

研究室の不足および教材作成・印刷サポート体制が不十分であることは大きな問題であるが、改善のめどは立っていない。

ディスカッション・ゾーンは、同時に複数のグループが利用することはできず、また、オープンスペースをボードで仕切ったものなので、ロビー内での音の反響もあって、自由に議論できる空間とはいえない。総合研究棟2階演習室が空いている場合には使用可能であるが、時間的および手続的制約がある。

3. 自己評定

C 施設・設備につき、法科大学院の教育の実施や学習に必要な水準は満たしている。

4. 改善計画

この項目についての日弁連法務研究財団トライアル評価結果をみると、施設整備面の立ち遅れが鋭く指摘されている。その結果、授業を実施する上での本研究科の施設運用は「綱渡りの的」だと酷評された（「Dに近いC」）。しかし、上述した各設備の設置、充実は資金面に大きく依存しているため、大学当局に強く要望をしているところであるが、顕著な改善は見られない。根本的な解決を再三にわたって大学当局に要求していくことが今後の課題といえる。

8-1-2 図書・情報源の整備

(評価基準) 教育及び学習の上で必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1. 現状

(1) 情報源の整備

法科大学院生は、法科大学院資料室および法学部資料室ならびに岡山大学附属図書館を利用し、図書その他の情報を容易に入手することができる。法科大学院資料室には非常勤の2名の図書館司書を配置している。法科大学院生が利用可能な図書・雑誌・オンラインデータベースは添付資料⁶⁹参照。

(2) 利用環境

法科大学院資料室内の図書、学術雑誌等の利用環境については、「資料室利用の手引き」を参照のこと⁷⁰。

2. 点検・評価

前記現状に示したとおり、図書・情報源の整備については法科大学院教育に必要とされる水準にはギリギリ達しているといえる。使用頻度の高い基本書等の書籍は学生自らで購入し、資料室では学生の要望により、できるだけ幅広く多くの種類を購入・配架するという方針を採っている。しかし、利用環境について、法科大学院資料室における図書・資料の絶対数不足から果、貸出しを行っておらず、法科大学院生から「資料の貸出し」を求める声は少なくない。また、電子ジャーナルは、現在、学外からの雑誌記事検索もできるようにして欲しいとの要望がある。予算上、現状では難しい状況である。

3. 自己評定

C 情報源やその利用環境につき、法科大学院に必要とされる水準に達している。

4. 改善計画

前記点検・評価の項目で述べたように、法科大学院資料室内資料の貸出しおよび電子ジャーナルの学外からのアクセスが課題である。いずれも予算上の問題であり、大学本部に引き続き要望していく。

⁶⁹ 添付資料⑱参照。

⁷⁰ 添付資料⑳参照。

8-2-1 学習支援体制

(評価基準) 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

1. 現状

(1) 経済的障がいへの支援⁷¹

まず、本研究科独自のものである「**本研究科奨学金**」がある。本学法科大学院の支援組織である本研究科後援会および法学部（旧法文学部法学科を含む）卒業生ならびに教職員の寄付によるもので、月額10万円を2年間貸与している。平成19年6月現在計17名の学生が貸与を受けている。なお、本奨学金は、一定年数以上過疎地で弁護士業務に従事する場合、返還が免除される。日本学生支援機構奨学金や各地域・財団による奨学金の情報提供を十分に行っている。また、地元銀行の協力により低利の法科大学院教育ローンを設定した。

経済的事情により納入困難であり、かつ学業優秀と認められる者については、入学金および「**授業料の免除・徴収猶予等の制度**」があり、願い出により許可されることがある。また、大学全体として、平成18年度より入試成績優秀者には授業料免除制度があり、本研究科においては3名の枠が与えられている。さらに、近親者の介護・支援の必要がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者は、本人の申請に基づき、選考の上で、近親者の介護・支援の必要がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる「**長期履修制度**」を設けている。

(2) 身体的障がいへの支援

法務研究科では、障がい等がある学生が平成18年度から1名在籍している。障がい等がある学生への学習支援として、講義室・演習室・自習室に車椅子専用の机の設置などを行っている。また、施設面ではバリアフリー化を図っており、多目的トイレの設置・改修にも努めている。さらにノートテイクやコピーサポートなどの支援を行っている。ノートテイカーの業務は、主として「教員が板書する事項や図解」あるいは「教員が『特に重要だからメモしておきなさい』と言った事柄」を中心にノートを作成することであり、コピー・サポーターの業務は、法務研究科の授業で必要な資料等の検索・借出し・複写等を代行することである。平成18年前期8名、

⁷¹ 2008年度学生便覧35頁以下など参照。

同後期 12 名，平成 19 年前期 7 名，同後期 6 名，平成 20 年前期 12 名の法学部生および法務研究科生の協力を得ている。なお，演習科目については守秘義務との関係で法学部生には担当させないなどの配慮をしている。

(3) その他

岡山大学では，セクシャル・ハラスメントおよびアカデミック・ハラスメント（以下，セクシャル・ハラスメント等）を防止するための規則及び指針を設け，その防止に努めているが，万一，本学教職員・学生からセクシャル・ハラスメント等の被害に遭い，あるいは学友がそのような被害に遭っているのを認めた場合には，相談及び適切な対処を求めることができる。相談窓口は，各部局の相談員，ホームページの相談窓口，総務・企画部人事課，学生相談室を窓口と複数用意されており，電話，手紙，電子メールおよび訪問のいずれの方法でも相談可能である。法務研究科においても研究科長，女性 1 名の計 2 名の教員を相談員として任命している。また，意見箱も設置されている。

2. 点検・評価

経済的障がいについては，研究科として独自の奨学金制度を設けるなど，学生を支援する体制として水準には達している。問題があるとすれば，学生寮などの設置であるが，本学では，その収容能力関係上，法科大学院に限らず，他の部局も含めた大学院生一般をその対象としておらず，特定研究科が不利益を受けているというわけではない。また身体的障がいを有する学生にもノートテイクなどの授業支援を行っているが，構造設備のバリアフリー化はまだ完全ではなく，現段階においては万全の体制とはいえない。セクシャル・ハラスメント等についてはその相談体制は確立されており，その体制・対応について学生から特に問題点は指摘されていない。

3. 自己評定

B 支援の仕組みは，充実している。

4. 改善計画

研究科として特に改善すべき点は，予算との関連が非常に深い。今後，別の障がいを有する学生が入学した場合は，改めて支援の方策を検討する必要がある。大学院生が寮へ入寮できるよう働きかけていく必要も出てこよう。大学本部との交渉に関わる問題であり，改善の努力を継続して実施していく。

8-2-2 学生へのアドバイス

(評価基準) 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

(1) オフィス・アワー

前期・後期の授業時間中、授業科目に関する質問について、担当教員が研究室において個別に応じるオフィス・アワーが実施されている。オフィス・アワーとは、前期・後期の授業時間中、授業科目に関する質問について、担当教員が研究室などで個別に応じる制度である。講義や演習を補完することを目的としている。各教員のオフィス・アワーは、時間割に表記されている⁷²。実質はこの時間帯以外にも教員が学生の質問に随時対応している。

(2) 学習アドバイザー

履修科目や学習方法などの相談に応じる学習アドバイザーの制度も実施している。これは学年を問わず、利用可能である。オフィス・アワーが各科目に関する相談に応じる制度であるのに対して、学習アドバイザー制度はより一般的な履修指導や学習方法についてアドバイスする⁷³。学習アドバイザーは、平成16年度8人、17年度8人、18年度7人、平成19年度、平成20年度は6人の教員が、ローテーションで2人一組で水曜日5時限（16時から17時30分まで）に所定の場所（演習室1）に待機していて、学生からの相談に応じている。入学当初の4月および試験期間が近づく7月の利用者が比較的多く、その間はほとんど利用されていないという現状から、学生ニーズを考慮して年間10回程度開室している。開室はホームページおよび掲示により、その担当者氏名も含め事前に学生に示される。学習アドバイザーには、気鋭の若手中堅の実務家および研究者教員を多数配置して、相談体制を強化している一方、オフィス・アワーでの学習指導を利用する旨を指導している。

(3) いわゆる純粋未修者に対するサポート

社会人や他学部出身者の中で、とくにいわゆる純粋未修者に対する授業理解の支援については、平成17年度から18年度にかけてFD協議会で、3回連続でテーマと

⁷² 詳細は、2008年度学生便覧33頁参照。

⁷³ 詳細は、2008年度学生便覧33頁参照。

して、教員の意識改革を求めている。また、入学前に読む本を指定し、それについてはオリエンテーション期間中に簡単な確認テストを実施することを予め事前に示して、基本的素養の修得にインセンティブを与えている。平成18年度前期より、学生の意見箱を設置し、10月には、純粋未修者かつ社会人学生から、授業のポイントがつかめないという投書があったので、さっそく学習アドバイス室で、教務・学生委員長が面談した。また、課題を解説してほしいという要望（前期）は担当教員へつないだ。このような体制・対応をとっている。学生アンケートで、教材が難解すぎるという意見が多数出た科目については、FD委員長の方で担当教員に対して強く指導し、直ちに教材内容の改善を求め、前期の授業途中であったが、それ以降の回は、改善した教材で授業を行わせた。平成19年度より、基礎的素養から法実務までの対応をスムーズに移行できるように、「法情報基礎」に加えて、「司法制度論」を開講し、1年次に配当した。なお、学業不振者に対する執行部＝FD委員会での指導を制度化している。また、1年次に「法情報基礎」を履修させるほか、情報担当の助教を配置し、いつでも支援が受けられる体制を整備している（ITサポート）。

(4)進路選択の支援

本研究科では、学生の進路選択のために、岡山弁護士会法科大学院支援委員会の協力を得て、法務研究科長が積極的に地元企業・自治体を訪問し、卒業生の採用を求めるなど、受け皿づくりを行っている。

2. 点検・評価

オフィス・アワーの時間には必ず教員が研究室に待機しているという制度であるが、現実には、質問したいときに研究室を訪れて質問をするというのが常態となっており、それを厭う教員は皆無である。もっとも、オフィス・アワーを含め、研究室に質問に来る学生が限られていることは、基本的には本人の自主性・積極性の問題とはいえ、他の何らかの要因がないかは検討する必要がある。

また、学習アドバイザー室についても利用する学生はあまり多くはない。先輩グループなどからアドバイスを得ることができ、学生内である程度解決できるようになったことも要因であろう。いわゆる純粋未修者への対応は、岡山大学の教員の規模からして可能な限りの対応を行っていると思われる。実際には、補講等を含めた対応が望ましいが、予算、教員スタッフを増やさない限り難しい。学習方法につい

では、TA の活用も有効な手段であるが、前述のように、本研究科では TA の雇用が認められておらず、この点が今後の課題である。

3. 自己評定

A アドバイス体制は非常に充実しており、学生は必要なアドバイスを受けている。

4. 改善計画

オフィス・アワーおよび学習アドバイザー制度は、利用者が限られているものの、実際にも有効に機能しており、とくに改善の必要性はない。純粹未修者対策は、全学本部に予算、教員スタッフの増加を要求していくことしかない。また、TA 雇用についても粘り強く大学本部と交渉していく。

8-2-3 カウンセリング体制

(評価基準) 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。

1. 現状

岡山大学には学生相談室が設置されており、本研究科専任教員1名も相談室委員となっている。学生相談室は、平日10時から17時まで開室されており、気軽に訪問できる場所として、カウンセラーのアドバイスや、必要に応じて心理カウンセリングを受けることができる⁷⁴。また、本学内の保健環境センターで「よろず相談」として心身の健康相談が平日9時から17時まで実施されており、学生が精神面のカウンセリングを受けることができる。本研究科としても保健管理センターの担当医師と密接に連絡を取り合っており、医師からアドバイスを受けるとともに、法科大学院生の状況ないし特殊性についてこちらから医師に説明するなどしている。学習アドバイザーが、相談に来た学生に対し、精神面のケアが必要と判断した場合は、上記の相談窓口での相談やカウンセリング受診を勧めるようにしている。

2. 点検・評価

本研究科として、独自の専門家によるカウンセリング体制はないが、医学部や心理系学科を有する総合大学という利点を生かし、学生の精神面のカウンセリング体制は十分に整っている。また、FD協議会に保健環境センターの精神科医を講師に招き、対応に関する研修の機会を持っている。最近では保健環境センターのカウンセリングを利用する学生の増加傾向が見られる。これに応じて、執行部が保健環境センターの医師との連絡を密にするなど、連携を強化するようにしている。

3. 自己評定

B カウンセリング体制は、充実している。

4. 改善計画

カウンセリングに関して、法科大学院独自にそのような専門スタッフを揃えることができたならば、非常に充実したカウンセリング体制になるものと思われる。これも、予算上の問題であり、大学本部に対して継続して交渉していく。

⁷⁴ 2008年学生便覧33頁参照。

8-2-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1. 現状

経済法，知的財産法，国際法，国際取引法，国際私法などの科目は，国際性の涵養を配慮した授業が行われている。法科大学院開設時に，国際性の涵養に配慮した取り組みとして，カリキュラムのなかで，外国法Ⅰ（英米法），外国法Ⅱ（中国法），法律英語を配置し国際性の涵養に配慮した。しかしながら，講師の手配困難や外国法Ⅰ（英米法）（現在「英米法」）以外の科目では受講者が極めて少なく，今後もその増加が見られないとの判断から，平成19年度カリキュラム改定の際に外国法Ⅱおよび法律英語は廃止した。また，国際性を涵養するため，国際交流講演会を実施した⁷⁵。このほか，岡山大学では，学生に留学の機会を与えるべく，国際交流協定が結ばれており，48件の大学間協定，107件の部局間協定が締結されている。法科大学院生も大学間協定に基づく留学は可能であるが，留学を希望するという状況にはない。

2. 点検・評価

カリキュラム関係では，平成17年度から英米法の専任教員が転出したため，外国法等国際性の涵養に配慮した教育の実施が非常勤講師に依存している現状が問題となる。学生の留学に関しては，留学ニーズがないため，研究科単独では留学協定を締結していないが，大学間協定に基づく留学の道は開いている。

3. 自己評定

C 国際性の涵養に配慮した取り組みが，質的・量的に見て法科大学院に必要とされる水準を満たす程度なされている。

4. 改善計画

国際性の涵養については，外国人法曹等による講演など国際性の涵養に配慮した催しを継続的に実施していく所存である。ただ，これらも資金の問題が関係してくるので，その確保もあわせて行っていかなければならない。学生の留学機会については，今現在はそのニーズがないとはいえ，将来を考慮し，既存の大学間協定のほか，法科大学院単独での留学協定に向けての下準備を始める予定である。

⁷⁵ 添付資料①参照。

8-3-1 クラス人数

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1. 現状

別紙一覧表(添付資料④)に示すように、平成20年度においては、1科目⁷⁶を除き、講義科目で60人を超過する科目はなく、演習科目で20人を超過する科目もない。他方で、受講者が5人未満の科目も6科目ある。

2. 点検・評価

平成18年度までは、受講者60人を超える講義科目が散見されたが、平成19年度に複数クラス制を導入し、講義科目、演習科目ともに適正規模で実施している。しかし、1年次配当法律基本科目の中には50人を超過している講義科目が5つある。複数クラス化が望ましいかもしれないが、先述の平成19年度複数クラス化により、法律基本科目を中心に教員の負担は限界に達しており、既存の教員数での対応にも限度がある。但し、70名を超える授業は2クラスにしている。本学のような規模の法科大学院では、60人定員であるがゆえに、50人以内というのは1年次配当科目では困難である。また、受講者が5人未満の科目については、討論の多様性確保の点から問題がないわけではないが、これらは先端・展開系科目であり、学生の自由な選択行動にゆだねるべき性質のものである。

3. 自己評定

合 法律基本科目の1クラスの学生数が50人以内であるか、60人程度であっても50人以内となるように適切な努力をしている。

4. 改善計画

法律基本科目について、専任教員の負担を考慮しつつ、50人以内とする余地がないかを検討する。受講者少数の科目については、討論の多様性に問題はないか担当教員にあらためて確認し、必要に応じて多様性確保の方法論を検討する。

⁷⁶ これは、「英米法」であり、非常勤講師による集中講義で、かつ、隔年開講のため、受講者81人となったものでありやむを得ない状況にある。

8-3-2 入学者数

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B/A
60	63	1.05	60	54	0.90	60	58	0.97

2. 点検・評価

平成 20 年度の入学者数は入学定員の 97%，平成 19 年度は 90%，平成 18 年度は 105%であり，110%以内に収まっており，今後もこれを超過しないよう，引き続き入学試験を適正に行っていく。なお，ここ 2 年間は 100%を切っているが，一定水準に達していないものは合格させないという信念に基づくものである。

3. 自己評定

合 入学者数が入学定員の 110%以内であるか，110%以内とするための適切な努力がなされている。

4. 改善計画

特に改善すべき点はない。

8-3-3 在籍者数

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

1. 現状

	平成 20 年度					
	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
17 年度以前の 入学者		33		20	21	1
18 年度入学者	60	52	0.92	8	6	9
19 年度入学者	60	48	0.80	6	4	11
20 年度入学者	60	59	0.98	0	1	
合 計	180	192	1.07	34	32	

なお、在学者の内訳は、添付資料②参照。

2. 点検・評価

平成 20 年度在籍者数は収容定員の 107%であり、適正規模の範囲内である。なお付言すれば、「厳格な成績評価」を求める一方で、留年者を含めた在籍者数 110%以内を絶対的基準とすることに疑問無しとはしない。今後も、「厳格な成績評価」と「収容定員の適正化」のバランスをとった運営を行っていく。

3. 自己評定

合 在籍者数が収容定員の 110%以内であるか、110%以内とするための適切な努力がなされている。

4. 改善計画

特にないが、将来的に在籍者数が収容定員の 110%を超えそうになったとしても、「厳格な成績評価」は堅持する。

第9分野 成績評価・修了認定

9-1-1 厳格な成績評価基準の設定・開示

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

1. 現状

(1) 成績評価についての決め事

本研究科における成績評価⁷⁷は、①各セメスター終了時に行われる試験、②各回の講義における発表・討論など授業への学生の取り組み、レポート、小テスト（プロセス評価）などを総合的に評価して行う。その評価の比率は、演習科目以外では、①50%、②50%とする。演習科目については、授業のプロセスがとくに重視されることから、①40%、②60%とする。そして、この総合評価に基づき、本研究科における成績評価では70点を単位認定基準とする。法科大学院における成績評価は、法律専門家を育成することから学部より厳しくする必要があり、また、総合的評価を実施することからも評価点は高くなりうる。以上の諸点を考慮して、70点を単位認定の最低ラインとした。

成績評価は、次の6段階とする。70点未満をD（不合格）とし、70～74点をC、75～79点をB、80～84点をB+、85～89点をA、90点以上をA+とする。CとDの基準は、絶対評価とし、合格者間の成績評価は相対基準とする。A+=0～5%、A=20%、B+=25%、B=25%、C=25%として、各割合については、教員の裁量により、±5%の上下変更を認める方式である。ただし、A+の評価については絶対評価もありうるとする（教員の裁量）。

成績	配点	合格者間比率
A+	90点以上	0～5%
A	85～89点	20%
B+	80～84点	25%
B	75～79点	25%
C	70～74点	25%
不可	70点未満	絶対評価

(2) GPA 制度の利用方法

⁷⁷ HP「自己点検・評価報告書 4成績評価」参照。

また、本研究科では、GPA(Grade Point Average)制度を参考にした成績評価制度を導入する。本研究科版 GPA では、各セメスター毎に上述の成績評価に、A+=5, A=4, B+=3, B=2, C=1, D=0 のグレード・ポイントを付加し、単位あたりの平均を出す。その結果を踏まえて、学生の履修指導などを行う。本研究科では、進級要件や科目履修条件を課すことから、アメリカ等で実施されている退学勧告や卒業認定要件としての GPA 利用はしない。それは、学習アドバイザー制度などを通じて、専ら学生の履修指導や生活・進路指導などに用いる。また、各教官の教育充実のための資料としても用いる。

(3)成績評価基準

厳格適正な成績評価を行うために、本研究科では、以下のような基準についての考え方をしている。

ア 学年進行に伴う成績評価基準の段階化

法科大学院の場合には、法学をすでに一定程度学んだ学生から、まったく法学を学んだことの無い学生までそのレベルは多様である。そこで、純粹未修者の取扱いが問題となる。成績評価における合否は、絶対的評価であるが、純粹未修者を考慮した絶対的評価を検討すべきと考え、3年間の教育課程を考慮した絶対的評価、つまり、段階的成績評価を実施している。

イ 試験問題（評価）の水準と作成の客観化

厳格な成績評価の問題として、絶対的評価基準をどこに置くかという点が重要である。現在のところ、新司法試験問題に標準を合わせるか、あるべき法曹像に合致した水準かの方針があるが、後者を軸に前者を加味する方向をとっている。

ウ プロセス評価の客観化

プロセス評価をどのように実効性あるものにするかは、課題の一つである。本研究科では、授業評価だけの評価だと、下記の教員の恣意性を排除できない可能性がある。できるだけ客観化しようとの試みを実施してきた。その一つは、評価項目を多様に設けることである。また、基本的知識の定着具合を確認しながら客観的評価を実施できるものとして、小テストなども評価項目に含める。出席点は採用していない。出欠の確認は無断欠席等での学生の授業態度を評価するため、欠席の確認を中心に行っている。これらにより、恣意性のないプロセス評価を実施している。

(4)成績評価基準の開示

ア 成績評価基準の学生への事前提示と事前説明

成績評価基準の透明化と学生への情報開示は、厳格、適正な成績評価の基礎であるという認識の下、各科目において成績評価基準の学生への事前提示と事前説明を実施している。事前提示は、シラバス記載による旨を義務化し、また授業開始時における口頭説明または文書による配付を推進している。

イ 試験講評の公開（趣旨、採点基準の提示）

厳格な成績評価をなすために、その過程がオープンにされることが必要である。学生、他の教員からのチェックが加わることは、上述の公正さの確保だけでなく、適正さの確保にもつながり、学生にとって学習の目安を提示することになる。そこで、試験講評を公開している。とくに、専任教員の担当する法律基礎科目についてはその講評公開を義務づけている。

(5) 公正な成績評価方法の確立

ア 恣意性の排除

もう一つの厳格、適正な成績評価の基礎は、成績評価における公正さの確保である。とくに、教員の恣意性の排除に留意してきた。この恣意性排除のために本研究科がとったのは、教員の共同評価体制である。複数の教員による教材作成から、授業方法の点検、問題作成、採点まで共同して実施する体制である。採点基準も明確になる。この関係で以下の試験結果の講評、評点の分布の学生への公表を義務づけている点も恣意性の排除につながる。

イ 再試験制度による再評価の機会保障と異議申立手続

試験講評を前提にして、適正な成績評価確保のために、再試験制度と異議申立手続を設けている（9-1-3）。

ウ 単位修得不可者への個人面談（不可理由の説明）

単位修得ができなかった者に対する異議申立手続を設け、適正な成績評価確保を図っているが、その前提として、不可理由につき、担当教員との個別面談を保障している。また、複数教員で実施している場合には、個人面談を設けて、その単位修得ができなかった理由、成績評価基準などを個別に説明することになっている。その結果、現在まで異議申立数は、0件である。

2. 点検・評価

成績評価基準の設定状況・事前開示の実施状況は、基本的に問題なく、厳格

かつ公正な成績評価が行われていると評することができる。問題として挙げられるのは、厳格な成績評価基準をどのように策定するかである。これは、司法制度における法曹養成の一翼を担う法科大学院自体において本来は不可欠な事柄であり、教育内容・レベルの確定と標準化の問題の解決が前提となる。法科大学院教育は、「理論と実務を架橋する」教育を目標として掲げたが、しかし、それがあるべき法曹像にとって具体的にどのような教育を実施すべきかについては、手探りの状態のままである。この問題の解決のためには、研究者教員と実務家教員の連携が不可欠である。ところがこの点については、基本的には個々の教員に委ねられており、教員個人の能力に依存する傾向が高い。しかし、反面で、教員の研究能力と教育能力が常に一致して高いレベルにあるかという点必ずしもそうではない。とくに、地方大学では、学生同様、教員（とくに研究者教員）も中央志向が強く、優秀な人材を確保することは非常に厳しい状況にある。人材不足の中で法科大学院教育において将来の法曹として修得すべき教育内容、レベルを確定し、標準化していく作業は、地方においては必要不可欠の反面、困難な側面が大きい。そこを克服していくことが課題である。また、すべての大学で共通することであるが、プロセス評価の客観化が重要な問題となってくる。この点の試みを本学は実施しているが、継続的に検証することが課題として挙げられる。

3. 自己評定

A 成績評価基準は、すべての科目について厳格で適切なものであり、すべての科目について学生への事前開示が徹底している。

4. 改善計画

本評価基準に関して改善するためには、上記のように、教育内容・レベルの確定と標準化の問題の解決が前提となる。そこで、本研究科では、この解決のために、中四国法科大学院の連携による教育システムの開発を計画している。この目的実現のためには、現状においては、中四国の法科大学院が連携して、共同して事業を実施することが不可欠である。そこで、平成20年度「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に香川大学・愛媛大学連合法科大学院と島根大学の法科大学院と共同申請し、採択された（添付資料⑤参照）。地方での教育の質向上をめざし、教育内容・レベルの確定と標準化を行う予定である。これにより、厳格な成績評価がより進展すると考える。

9-1-2 成績評価の厳格な実施

(評価基準) 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

1. 現状

(1) 厳格な成績評価結果

本研究科では、厳格な評価を実施するために、9-1-1 で記載した基本的取組方針 (①成績評価基準の学生への事前提示と事前説明, ②公正さの確保⇒教員の恣意性の排除, ③試験講評の公開 (趣旨, 採点基準の提示), ④再試験制度による再評価の機会保障と異議申立手続, ⑤単位修得不可者への個人面談 (不可理由の説明), ⑥学年進行に伴う成績評価基準の段階化, ⑦試験問題 (評価) の水準と作成の客観化), に基づき成績を評価してきた。その結果, 修了認定, 留年者数, 進級者数は, 添付資料③の結果となっている。

(2) 再試験制度と成績評価

法律基本科目群については、授業段階, 期末試験の段階でいずれも水準に達していないと評価された学生に対しては、再試験を実施し、再度、当該科目の理解を促すように制度化している。再試験は、まず講義形式の科目については、授業での発言, レポートなどを 50%, 期末試験を 50%として評価割合とし、演習形式の科目については、それぞれにつき 60%, 40%を評価割合としている。そして、プロセス重視の思想から、講義, 演習とも授業における評価が 7 割以上獲得できた者を再試験対象者としている。例えば、授業・期末試験を合わせた評価点を 100 (満点=授業 50 点 + 期末試験 50 点) とすると、講義形式の場合、授業での配点 50 点のうち 35 点を得ていた学生で、総合点が 70 点に満たなかった学生が再試験対象者となる (演習形式のものは、授業配点 42 点)。

毎年度、概ねどの科目でも再試験を受験する学生はおり、この制度が積極的に活用されていることがわかる。特に、いわゆる完全 (純粹) 未修者にとって、規定の授業回数だけで法理論を理解することは相当困難である。そのまま期末試験を受験しても、一発勝負となってしまうため、本研究科では、授業での評価を加味しながら、期末試験の成績と合わせて、再試験を受験させ、再度、当該科目を勉強させることにより、不十分だった箇所が理解できるよう再試験制度を採っている。

2. 点検・評価

本学法務研究科における成績評価は、あらかじめ設定された成績評価基準に従って厳格に実施されていると評価できる。教材、期末試験問題等が適切かどうかについては少なくとも共同授業体制をとっている科目については、問題ない。他は、外部授業評価により修正等を実施しているので、基本的には、問題はないものと思われる。

3. 自己評定

合：成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されている。

4. 改善計画

上記 9-1-1 で記載した連携計画に基づき実施している。

9-1-3 成績評価に対する異議申立手続

(評価基準) 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1. 現状

本研究科では、試験講評を前提にして、適正な成績評価確保のために、再試験制度と異議申立手続を設けている。異議申立手続は、「成績評価に対する異議申立手続に関する内規」により規定されている。本研究科の学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。

異議は、申立期間内に申し立てなければならない。申立期間については、教務委員会が、その都度、定め、掲示する。異議の申立ては、異議理由を記載して、所定の様式を記載した書面を大学院係に提出する。異議は、1科目につき1回のみ申し立てることができる。その際、学生は、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることができる。異議が申し立てられた場合には、教務委員長は、当該担当教官の意見を聴取し、異議が明らかな誤解などによる場合には、却下できるが、学生が納得しない場合に異議審査手続に移行する。却下の場合以外は、すべて異議審査手続に移行する。異議審査手続は、異議審査委員会により実施される。審査委員会は、教務委員会により選出された2名の審査委員により構成される。異議審査は、当該教員の説明及び学生の意見を聞いたうえで、両者に対する口頭での尋問により審査する。審査期日は、1回のみとする。異議審査の結果について、審査委員は、審査報告書を作成し、研究科長及び教務委員会に提出し、研究科長及び教務委員会の承認を受けるものとする。審査結果は、研究科長及び教務委員会の承認を得た場合には、該当教員及び学生に報告書の写しを送付するものとする。異議が認容された場合には、直ちに当該教員及び大学院係は、成績変更手続をとる。異議の棄却に対して、学生は、再審査の請求をなすことはできない。

この異議手続については、学生は、上記のように、事前に試験講評の公開(趣旨、採点基準の提示)がなされ、教員から全体への説明を受けることができ、また、成績評価をした教員が個々の学生からの求めに応じて評価理由を説明することは教員に義務付けている結果、未だ申立て件数は0件である(なお、1件、申立てがあったが、本人との事前面談の結果、誤解があったということで取下げがなされている)。

この手続については、入試説明会、オリエンテーションなどを通し、学生への周知は徹底されている。

2. 点検・評価

成績評価に対する学生からの異議申立手続の整備ならびに運用状況について現在のところ、問題ないと評することができる。他大学に比べ、厳格な成績評価となっているが、学生への周知、きめ細かい説明などにより、異議件数は0件であり、学生も納得した制度、運営になっているものと評価できよう。

3. 自己評定

A 成績評価の説明や異議申立ての手続は整っており、学生にも周知されている。

4. 改善計画

上記、9-1-1 で記載した連携構想の進展により、この異議申立制度もある程度変容が予想される。今後の本評価基準についての改善は、この連携構想との関係により充実した形での改善ができればと考えている。

9-2-1 修了認定基準等の設定・開示

(評価基準) 修了認定基準，修了認定の体制・手続が適切に設定されていること，及び修了認定基準が適切に開示されていること。

1. 現状

(1) 修了認定基準

修了は，必要な在学期間を充たしていることのほか，いわゆる単位積み上げ方式により，3年コースの学生は計95単位以上，2年コースの学生は計65単位以上の修得により認定される。それ以外に特別の修了要件は設けていない。本研究科規程第19条による⁷⁸。必修・選択必修科目の単位数を交えた修了要件は下記の表のとおりである。

	3年標準型	2年短縮型
「法律基本科目群」の必修科目	60単位	30単位
「実務基礎科目群」の必修科目	8単位	8単位
「実務基礎科目群」の選択必修科目	3単位	3単位
その他の科目	24単位以上 [*]	24単位以上 [*]
合計	95単位以上	65単位以上

^{*}「基礎法学・隣接科目群」から4単位以上，また「展開・先端科目群」のうち，「医療・福祉系科目」

または「法とビジネス系科目」のいずれかから4単位以上の単位取得が必要

なお，2006年までは，下記の表のとおりであった。

	3年標準型	2年短縮型
「法律基本科目群」の必修科目	60単位	30単位
「実務基礎科目群」の必修科目	4単位	4単位
「実務基礎科目群」の選択必修科目	4単位	4単位
その他の科目	27単位以上 [*]	27単位以上 [*]
合計	95単位以上	65単位以上

^{*}同上

このように，法務研究科発足以来，修了要件の単位数は変更していないが，必修

⁷⁸岡山大学大学院学則第28条，第36条第5項も参照。

科目の単位数などの変更はあった。これについては、5-1-1 参照。

単位の修得は、授業科目の履修と科目担当教員による合格の評価（場合により修了または認定の評価）による⁷⁹。

（2）進級要件

進級要件は、3年コースの学生の1年次から2年次への進級についてのみ定めている。2007年度以降の進級要件は、1年次の必修科目30単位のうち24単位以上を取得したことである。2006年度までは22単位以上であった（この変更については、5-1-1参照）。進級できなかった者は、単位を修得できなかった科目についてのみ翌年度に再履修をする。進級要件は、単位積み上げ方式による修了要件に何らかの影響を及ぼすものではない。なお、進級の可否の判断は、本研究科教授会規程第3条第5号に従い、教授会で行う。また、2007年度前期より、進級認定に対する異議申立手続も設けている⁸⁰。

（3）修了認定基準・進級認定基準の開示

修了認定基準は、学生便覧等に記載されている⁸¹。進級認定基準も学生便覧に記載されている⁸²。学生便覧はホームページにも掲載しているため、それを通じて進級認定基準を知ることが可能である。また、オリエンテーション期間中の履修指導の時間において、前年度における進級・修了状況も説明している。

（4）修了認定の体制・手続

修了認定は、本研究科教授会規程第3条第5号に従い、教授会で行う。まず、成績評価の異議申立期間の終了・成績確定後、教務委員会で修了認定案を作成する。その後、学生への成績発表、修了認定に対する異議申立手続（9-2-3参照）を経て、教授会に修了認定案が提出される⁸³。

（5）進級認定の体制・手続

進級認定も、本研究科教授会規程第3条第5号に従い、教授会で行う。まず、成績評価の異議申立期間の終了・成績確定後、教務委員会で進級認定案を作成する。その後、教授会に進級認定案が提出される⁸⁴。

⁷⁹ 岡山大学大学院法務研究科規程第18条。

⁸⁰ 「進級認定に対する異議申立手続に関する内規」（閲覧資料）参照。

⁸¹ 2008年度学生便覧5頁。ガイドブック、HP参照。

⁸² 2008年度学生便覧6頁。

⁸³ 修了認定の教授会記録については、添付資料④参照。

⁸⁴ 添付資料④参照。

2. 点検・評価

基準の内容については、前記のとおり（5-1-1）、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で33単位以上の修得という点からは問題を抱えている。この点は、修了要件を変更する方向で検討している。その他の内容、修了認定・進級認定の基準の開示、認定の体制・手続等に問題はない。

3. 自己評価

B 修了認定の基準・体制・手続が適切に設定されており、かつ修了認定基準が適切に開示されている。

4. 改善計画

上記のとおり、修了要件の変更を検討している（5-1-1 参照）。

9-2-2 修了認定等の適切な実施

(評価基準) 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

(1) 修了者数

2007年度の修了認定の実施状況は添付資料③参照。なお、2008年度前期において修了する可能性がある学生が4名いるが、現時点で結果は出ていない。

(2) 対象者数

2007年度前期は、当該学期において修了要件を充たす単位修得ができれば修了できる学生が2名いたが、うち1名(2005年入学(2年コース)学生)は、前期開講の必修科目の単位を修得できなかったため、修了することができなかった。

2007年度後期は、当該学期において修了要件を充たす単位修得ができれば修了できる学生が53名いたが、うち20名は、後期開講の必修科目の単位を修得できなかったため、修了することができなかった。なお、在学年数と単位積み上げ方式による単位修得数による修了要件を充たしたにもかかわらず教授会において修了が認定されなかったという学生は、制度上いるはずがなく、実際にもいない。

(3) 修了者の修得単位数

2007年度修了者34名のうち、修得単位数の最多・最小・平均の数は以下のとおりである。

	3年コース (31名)	2年コース (3名)
最多	104単位	67単位
最小	96単位	67単位
平均	99.16単位	67単位

(4) 進級認定の現状

各年度の進級者の数は、添付資料③参照。2007年度からは進級要件が厳格になったことと、事実上は後期中に進級をあきらめる学生が増えたことから、進級者の割

合が減ったものと考えられる。後者には、たとえば、後期履修の全科目の単位取得をあきらめ、一定の科目に集中したという学生なども含まれる。

2. 点検・評価

修了認定・進級認定は、所定の修了認定基準・進級認定基準，体制・手続により実施されており，問題はない。

3. 自己評定

合 修了認定が，修了認定基準・手続に従い適切に実施されている。

4. 改善計画

特になし。

9-2-3 修了認定に対する異議申立手続

(評価基準) 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

修了認定は、在学期間と修得単位の積み上げによるため、成績評価に対する異議申立手続(9-1-3参照)のほかに、修了認定に対する異議申立手続を独立に設ける意義に乏しい。しかし、在学期間や修得単位の計算において事務的な過誤が発生する可能性が皆無とも言えないことから、2007年度前期より、修了認定に対する異議申立手続も設けている。「修了認定に対する異議申立手続に関する内規」に従う。

上記事情から事務的処理に関する理由による異議に限っているため、異議申立期日は一日で足りることとし、教務委員会での修了認定案確定・学生への発表後、修了認定の教授会までの一日をあてる。異議申立があった場合、教務委員長・大学院係が調査し、正当な理由があった場合には教授会前に教務委員会で承認する。教授会に提出される修了認定案は修正したものとなる。なお、原因究明には時間がかかる場合も想定されるため、審査報告書は教務委員長が速やかに作成することとし、研究科長に送付した後、直近の教授会において報告することとしている。

修了認定に対する異議申立ては、どの学生にとっても修了間際の時期においてのみ問題となる。そこで、学生便覧への記載などではなく、期末試験にかかる日程のお知らせ・注意事項の中に、修了認定についての異議申立期日も含ませている。学生がもっとも関心を寄せる時期の掲示物において具体的な期日等を周知している。

現在のところ、修了認定について異議が申立てられた例はない。

2. 点検・評価

修了認定に対する異議申立手続を設定しており、その時期・方法・手続の周知についても問題はない。

3. 自己評定

A 修了認定についての異議申立手続は整っており、学生にも周知されている。

4. 改善計画

特になし。

第4 その他

1. 「将来展望」について

現在、本学研究科では、中四国法科大学院連携構想に着手しており、教育システム等の改革が控えていることを留意してもらいたい。添付資料⑤参照。

2. 「評価チームへの要望」

本学研究科では、附設法律事務所及び専門家ネットワークを活用した実務教育に重点をおいて実施しており、現地調査において観察・留意する必要があると考える。また、これまで本学研究科で実施してきたシンポジウム、セミナー等についても留意してもらいたい。

3. 評価対象の各分野を評価する上で、自己点検・評価報告書本文では紙幅の関係上説明不足の部分もあり、雑誌等での本学研究科の紹介記事やHPで公表している自己点検・評価報告書等も参考にして頂きたい。

4. 評価基準、多段階評価の判定基準については、その根拠及び設定の理由についても詳しく説明してほしい。